

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成17年12月9日

議 会 事 務 局

# 目 次

民生常任委員会

12月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第76号所管分の審査 .....	2
補足説明（保健福祉部長、生活環境部長）	
質疑（村上委員、上村委員、柴田委員、安藤委員）	
議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号所管分、議案第96号、議案第97号、議案第98号及び議案第99号の審査 .....	18
質疑（本保委員、柴田委員、上村委員、安藤委員）	
議案第78号の審査 .....	37
質疑（村上委員、安藤委員）	
議案第80号の審査 .....	39
質疑（村上委員、安藤委員）	
採決 .....	42
閉会の宣告 .....	44

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成17年12月9日(金) 午前10時 3分 開会  
午後 2時25分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長	嶋野浩一郎	副委員長	安藤 薫	委員	柴田繁勝
委員	本保加津枝	委員	村上英明	委員	上村高義

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝
生活環境部長	前田宜伸	同部次長兼自治振興課長	大場房二郎
保健福祉部長	堀口賢司	同部次長兼国保年金課長	佐藤芳雄
福祉総務課長	中岡曰生	高齢者障害者福祉課長	登阪 弘
こども育成課長	山本和憲	介護保険課長	井口久和
健康推進課長代理	阪口 昇		

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 湯原正治

### 1. 審査案件(審査順)

議案第76号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第87号 摂津市立児童センター指定管理者指定の件  
議案第88号 摂津市立障害児童センター指定管理者指定の件  
議案第89号 摂津市立せつつ桜苑指定管理者指定の件  
議案第90号 摂津市立ふれあいの里指定管理者指定の件  
議案第91号 摂津市立みきの路指定管理者指定の件  
議案第92号 摂津市民文化ホール指定管理者指定の件  
議案第93号 摂津市立市民ルーム指定管理者指定の件  
議案第94号 摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件所管分(市立小川自動車駐車場に関する部分)  
議案第96号 摂津市立保健センター指定管理者指定の件  
議案第97号 摂津市立休日応急診療所指定管理者指定の件  
議案第98号 摂津市斎場指定管理者指定の件  
議案第99号 摂津市立葬儀会館指定管理者指定の件  
議案第78号 平成17年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第80号 平成17年度摂津市介護保険特別会計補正予算

(午前10時3分 開会)

○嶋野委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

理事者から、あいさつを受けます。市長。

○森山市長 おはようございます。

師走、お忙しい中、きょうは委員会をおもちいただきまして、大変ありがとうございます。

過日の本会議で本委員会に付託されました案件につきまして、何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私、一たん退席をいたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○嶋野委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時、休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時5分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

議案第76号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。堀口部長。

○堀口保健福祉部長 おはようございます。

それでは、議案第76号、平成17年度摂津市一般会計補正予算(第4号)のうち、保健福祉部にかかわる部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、9ページ

の款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定繰入金保険者支援分として、2分の1の歳入が見込まれ、また生活保護費負担金は受給者の増加により扶助費の4分の3の国負担分の増額でございます。

同じく、9ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金は、国民健康保険基盤安定負担金で一般被保険者に係る7割、5割、2割軽減世帯が減少したこと、及び国庫負担金への振り替えに伴う減額でございます。

10ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目2、民生費府補助金は、社会福祉法人に対する特例措置の実施に伴う介護保険事業補助金の増額でございます。

次に、歳出でございますが、16ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、負担金、補助及び交付金で、社会福祉法人介護特例補助金が制度改正により増額いたしました。17ページの繰出金では国民健康保険特別会計繰出金が保険基盤安定繰入金などで減少したことなどにより、減額するものでございます。

19ページ、項3、生活保護費、目2、扶助費は、生活保護の受給者の増に伴う増額でございます。

21ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費は、保健センターの収入の減により、補助金を増額するものでございます。

また、二次診療体制確保負担金は、三位一体改革の税源移譲に伴い、国、府の補助金が廃止されたため、市の負担金が増額となるものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○嶋野委員長 続きまして、前田部長。

○前田生活環境部長 おはようございます。

議案第76号、平成17年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、生活環境部にかかわります内容につきまして、補足説明をさせていただきます。

20ページ、歳出でございますが、款3、民生費、項4、生活文化費、目1、生活文化総務費の需用費は、平成18年3月末の総合福祉会館閉館に伴う代替施設フォルテ212、213新設に伴う内装改修費でございます。

備品購入費は、代替施設で必要となります会議用机の購入費用を計上いたしております。

次に、目2、総合福祉会館費の委託料は、総合福祉会館閉館に伴い、主に電気設備関係移設に伴う設計費用で、来年3月末の総合福祉会館閉館後、すぐに工事を発注できるよう設計するものであります。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○嶋野委員長 補足説明が終わり、質疑に入ります。質疑のある方の挙手を求めます。村上委員。

○村上委員 おはようございます。

20ページの方なんですけども、款3、民生費、項4、生活文化費、総合福祉会館費ということで、節13、委託料ということで、先ほど電気設備の移設という話がございました。

その中で、どういう形で移設されるというか、総合福祉会館の方にメーンがあることによって、それを分配して、文化ホールなり、体育館なりに、それぞれメーン電源を置くというか、そういうふうなことをされるのかというのを1つお聞きしたいのと。

もう1つ、空調設備もこの電気設備と同じように移設が必要なのか、必要でないのか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

同じ20ページの方なんですけども、目1、生活文化総務費、節18、備品購入費ということで、先ほど会議室の机の補てんということで言われておりましたけども、総合福祉会館で今ある机、どのぐらい再利用される計画があって、今回どのぐらい購入されるのか。数、その辺をもうちょっとお聞きしたいと思います。

それから、その前の19ページなんですけども、款3、民生費、項3、生活保護費、目2、扶助費、節20、扶助費、生活保護費6,000万円という形ではあるんですけども、この生活保護費、受けられた方がふえたというふうに思うんですけども、何人ぐらいふえたのか、お聞きしたいと思っております。

それからもう1点なんですけども、17ページに当たると思いますが、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費、節28、繰出金ということで、2,858万6,000円というのが減になってるんですけども、もう一度、詳しく内容をお聞かせいただければと、そういうふうに思います。以上です。

○嶋野委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 20ページの設計委託料についての内容でございますが、今、お手元にちょっと略図といいますか、電気・水道・ガスの系統図をお配りしております。

これは、福祉会館の主に電気・水道関係の移設工事についての設計でございますが、来年3月末の閉館後、すぐに設備関係の工事が着工できるようにということで、この補正予算で設計をお願いするものでございます。

まず、図面の電気・水道・ガスと、色分けしておるんですけども、電気ですと、ちょうど体育館の横に部屋がございまして、そこにキューピクルがございまして、これについては、体育館、福祉会館、文化ホール、全体のキューピクルが1本になっておるものでございまして、そのキューピクルから福祉会館、体育館、文化ホールへ行っておるんですけども、まずキューピクルから、ずっと下へいきますと、福祉会館の方に行っておる中で、ちょっと赤く塗りつぶしておるところが自動火災報知器、それから非常放送設備、外灯等の操作盤がございまして。

それと、また守衛室にも行っておる。文化ホールにも行っておるところでございまして。

福祉会館が閉館しましても、建物がそのまま残るということでございまして、防火対象物ということになりまして、建物の中にあります火災感知器だとか、誘導灯については、そのまま残すということになっております。

また、体育館、文化ホールもそのまま残りますために、先ほど言いましたそういう自動火災報知器、非常放送設備等の操作盤もそのまま残すことになっております。

消防法によりますと、会館閉館後にはどうしても事務所が無人となりますんですが、そういう無人の事務所に操作盤を設置することが消防としてはできないというようなことでございまして、その操作盤につきましては、隣の守衛室の方に移設するという形になります。

また、中庭等、会館周辺の外灯関係の操作盤につきましても、守衛室の方に移設するという形になります。

また、閉館後の福祉会館内の電気関係で室内の照明だとか、コンセント、非常

照明灯の回路、屋内消火栓の電気設備のうち、そのまま閉館後、残すもの、それから残さないものの回路がどうなっているかという調査も必要となってまいります。

先ほど言いました電気関係のキューピクルにつきましては、福祉会館、体育館、文化ホールと一本となっておりますので、当然、基本料金等につきましても一本となっております。

それで、閉館されましても、建物がそのまま残るということで、関電の方にお聞きしますと、閉館後の福祉会館の分、大体155キロワットほどあるんですが、その月額の基本料が約25万円ほどかかってくるわけですが、その25万円についても引き続き払うことになるということでございまして。

ただ、使用実績が相当、福祉会館、減りますんで、当然使用実績に見合った基本料金で減額されるということは聞いておるんですが、それは10か月、11か月後になりますよということでございました。

そこで、11か月分も高い料金を払うという、むだなこととなりますので、閉館後、すぐに基本料金を減額するというところでお願いしたところ、福祉会館閉館後の施設で一体、どういう設備を使うのかということで、負荷リストを提出していただいて、それが関電の方で検査されて、それが通れば、すぐにでも安くしていただけるということをお願いしておりますので、その辺の設備関係の整理をしていきたいと思っております。

また、水道関係では、その図面にありますように、ちょうど体育館のブルーで線を引っ張っておるんですけども、体育館の横から福祉会館の方に、とりあえず受水槽を通過して、高架水槽の、ちょうど

丸をしておるんですけども、そこに一たん上がりまして、そこから福祉会館、それから守衛室、体育館というふうに水が流れておりますんですけども、福祉会館閉館後は使用がなくなるということで、**高架**水槽をそのまま残すということになりますと、品質の悪化によりますこともございますので、体育館とか守衛室に直接に水を流すという形に変更したい。

高架水槽をそのまま残しますと、また点検費用等もかかっておりますので、その辺の水の関係の整理をしていきたいというところでございます。

それと、中庭等の電気関係の**外**灯関係もございましてですけども、これ、閉館しますと特に夜にどうしても福祉会館の明かりが漏れなくなるということもございまして。そうしますと、不審者だとか、そういういろんな警備上の問題もございまして、若干、今の**外**灯関係よりもふやしていきたいというようなことも考えておりますので、その辺の電気関係、水道関係の設備を整理、この設計図を整理しまして、すぐに来年度当初予算で工事が発注できるような形での費用になっておるところでございまして。

それと、備品購入費の件でございまして、補正予算をお願いしておりますのは、会議室用の机68台ほどの購入でございまして。

それと、現在、福祉会館の方には机が129台ございまして。そのうち、使用に耐えられない分が41台ございまして、使用可能な机としては88台となっております。

それで、代替施設であります、ふれあいルーム6室におきましては105台の机が必要でございまして。

あと、フォルテ212、213では51台ということで、156台の机が必要

だということになってきます。

そうしますと、差引き68台の机が不足するというところでございますので、備品購入費で計上しておるところでございまして。

閉館後の福祉会館の備品につきましては、机以外のものにつきましては、すべて再利用していくというか、代替施設の方で使っていきたいというふうに考えております。

空調設備につきましては、若干移設する分がございまして。例えば2階の保健所の支所にございまして分だとかにつきましては、文化ホールで使える分は使っていきたいというふうにも考えております。

○嶋野委員長 中岡課長。

○中岡福祉総務課長 保護費の件でございまして、本市の平成17年11月末現在での保護の世帯は、666世帯、979人、保護率11.5パーセントとなっております。

平成16年11月、1年前と比べまして、94世帯、143人、16.4パーセントの増となっております。

○嶋野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 ご質問の国民健康保険特別会計繰入金2,858万6,000円の減額でございまして、これにつきましては、国保特会の一般会計繰入金とリンクをしているわけですが、内訳を申し上げますと、職員の人事異動に伴う減員に伴いまして、職員給与費等の繰り入れ部分が737万9,000円の減。

それから、保険基盤安定繰入金の、これはいわゆる対象者が減少していることによりまして、この分の減が2,172万7,000円。

一方、いわゆる国保加入者の中での高齢者の加入割合によって、補助を受けております国保財政安定化支援事業繰入金、

この部分につきましては、対象の医療費が3万6,000円から4万1,000円にアップしたことを受けまして、総額で52万円の増というようなことで、この3点のプラスマイナスの合計が2,858万6,000円になってございます。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 先ほどの20ページの総合福祉会館の件なんですけども、水道と電気の移設と、先ほど空調の話もございました。そういった中で市民文化ホールと市民体育館を運用というか、利用していただくに当たりまして、総合福祉会館**内部**に入らなくていいというような形での設計というところまえ方でよろしいんでしょうかということが1点。

総合福祉会館の中に、だれも管理面に入らなくてもいい。その中で、市民体育館と市民文化ホールが今までどおり活用できますという形での設計になっているのかということ再度お聞きしたいと思います。

もう1つ、19ページの生活保護費の件なんですけども、先ほど143人がふえたというお話がございました。この辺、率的な話なんですけども、府平均といたしますか、近隣他市との比較で摂津市はどのような位置にいるというか、数字的にはどうなのかと、そういうふうなものを再度お聞きしたいと思います。

○嶋野委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 閉館後に福祉会館に入らなくてもいいのかということでございますが、若干、工事中は入ることになると思うんですけども、基本的には閉館後につきましては自動警備等がされるというふうに聞いておりますので、そのままだれも入らないというのが基本でございます。

ただ、中に入るケースも若干あるかな

というようなことも考えられますので、備品等もまだ残ってる部分がございますので、その整理も若干残ってこようかと思っておりますので、電気室内の照明等については、ちょっと残す形には考えておりますので、全く入らないということではないかなと、基本的には入らないということでございます。

○嶋野委員長 中岡課長。

○中岡福祉総務課長 手持ちの資料、府の方からことしの9月分をちょっとファックスで送ってもらったので、ちょっと読みにくい数字があったので、また改めてきっちりお知らせしたいと思いますが、手持ちで読める範囲では、大阪府全体では15.41パーミルでございます。

それから、吹田市では13.34パーミル、茨木市では9.34パーミル、高槻市では11.19パーミル。それから、豊中16.37パーミル、池田5.95パーミル、箕面5.96パーミル。

9月現在の摂津市でしたら、10.99パーミルということになります。お向かえの守口市29.83パーミル、門真39.19パーミルと、こういうふうなデータを手持ちの資料で読み取れると思います。

また、数字が間違っておりましたら、正しい数字、ほぼ間違いない数字、ちょっとファックスで送ってもらいましたので、ちょっとつぶれた字がありますので、よろしくお願ひします。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 総合福祉会館の件なんですけども、電気は、基本料を下げるように関西電力と交渉されているということで、通常でしたら25万円という話なんですけども、本当にそういう形で今の摂津市の財政を考えれば、この10万円、20万円というのは貴重なお金なんで、削減

となるように、さらに交渉を進めていただきたいなと、そういうふうに思っています。

それと、19ページの生活保護費の件なんですけども、摂津市は10.99パーミルですか。月末でお聞きしました。

今回、6,000万円増額という話なんですけども、当初の考え方は、こういう考え方で行ってましたと、そういうものが何かあれば、今回の違いが何か、そういう、わかればちょっと教えていただきたい、そういうふうに思っています。

○嶋野委員長 中岡課長。

○中岡福祉総務課長 毎年、当初予算を要求するときには、少し伸び率も当然、勘案しながら予算要求し、見ていただくわけですが、先ほど数字を申し上げましたように、本当に私どもの予想を上回るような保護の申請、相談から申請に至っておる状況がございまして、毎年この時期、冬場を迎えますと医療費等の、保護費の中には医療費が半分ほどウエイトを占めておりますので、その医療費の伸びも若干これから加味してございまして、少しこのような、6,000万円というような数字を3月補正が、なかなか難しいでございますので、この時期に上げさせていただいた状況がございまして。

我々の予想外の相当な、10パーセント以上を超えるような、毎月毎月の伸びがありますので、そういったことで今回このような数字になったということをご理解いただきたいと思っております。

○嶋野委員長 ほかに質問のある方、おられませんか。上村委員。

○上村委員 私も生活保護のことを聞こうと思っただけなんですけども、大体わかりましたんで、これは今、資料請求という形で、できましたら大阪府下各市町村の実数というものをぜひいただきたいと

いうことで、よろしくお願ひします。

前回聞いたときは、前回というのは1年前、摂津市が108.2の伸びということで、8パーセントの伸びですね。今回、16パーセントの伸びということで、これ、金額換算しますと、2億円ぐらいの伸びということで、そのうちの今、4分の1ということで、あと5,000万円の伸びですか。三位一体で当初は3分の1とかいう話もあったんですが、それも立ち消えになって、ほっとはしてますけども、今言いましたように毎年毎年5,000万円ずつの伸びが今後いくということであれば、これは生活レベルというものが、実態が厳しいということの反映であると思っておりますけども、これ、どうしようということでもないんですけども、それなりの財源を確保していかなければだめだという危機感があります。そういうことで、資料請求だけしておきます。

それと、保健センターの不足分ということで補てんをされるということで説明がありましたけども、何が不足になったのか、そこだけお聞かせ願ひたい。

それと、福祉会館閉鎖に伴う対応について、今、図面を見せていただきまして説明がありましたけども、フォルテ212、213の修繕の中身、これについて、もう一遍お聞かせ願ひたいということと。

2点目は、総合福祉会館が閉鎖した後に、これは建物がそのまま残るとということ、当分は残るという格好になりますけども、これは耐震診断した結果、だめだったということで、これは閉館になります。

そうすると、ここへの接近というか、立入禁止とか、市民体育館は使うということでもありますので、どこまでが立ち入りオーケーなのか。地震が来たときに、倒壊したときに、どこまで影響があるの

かということも明記しとかなないと、真横まで行って地震が来たら、ばらばらと崩れてきますよね。そういったリスク対策も考えておかないと、ただ閉館して、入り口を閉鎖するだけでは、いざ地震が来たときに中庭ですか、あそこで何かイベントをされているときに倒壊してきたら大変なことになりますので、そういったリスク対策をどう考えておられるのかなということをお聞かせください。

それと、国保にかかわる国の負担金及び府の負担金ということで、国の方が増額をされて、府の方が減額ということになってますよね。

トータルで見ると、減ってるということになりますけども、この国の負担金がふえたことの意味と、これはまたこの制度がこのまま続くのかどうか。続くというか、これ、何でふえたのか、そこまで聞かせていただきたい。府が減ってきたという理由をお聞かせ願います。もう一遍、お聞かせ願います。

○嶋野委員長 先ほど、上村委員から要請のございました資料の配付につきましては、後日、委員全員に配付していただきますように要請をいたします。

それでは、答弁いただきます。大場次長。

○大場生活環境部次長 フォルテ212、213の修繕の内容でございますが、まず部屋につきましては、壁、床ともコンクリートのむき出しの状態、天井もございませんので天井の施工なり、壁、床の内装等の工事が主でございます。

あと、いす、机の収納倉庫を2か所ほど予定しておりますので、その壁間仕切り等の設置でございます。

212と213との間仕切りの施工もでございます。これにつきましては、ちょうど間仕切りましても、ドアをつけまし

て行けるような形で、ドアをつけたいなというふうに考えております。

あと、放送設備など、スピーカー等の工事も若干入っておるということで、電気設備の部分も若干入ってこようかというような内容でございます。

○嶋野委員長 阪口課長代理。

○阪口健康推進課長代理 私の方から保健センター事業の運営事業補助金につきましての内容を説明させていただきます。

保健センターでの訪問看護ステーション等の独自事業というのを、収入を当初見込んでおりまして、運営費補助金というものの削減というのに、ここ二、三年来取り組んでまいったわけでございますけれども、今年度につきましては、当初見込んでおりました事業収入を下回ると。特に訪問看護ステーションの独自事業での減収ということが見込まれるということになってございます。

今回の補正をお願いいたしますのは、この事業収入を下回ったことによる運営事業費の補てんということでお願いをしているものでございます。

○嶋野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 国庫負担金が増額になっている一方、府の負担金が減額になってるわけでございますが、これにつきましては本年、17年の段階から国の三位一体改革がございまして、従来、保険基盤安定繰入金の対象になっておりますものにつきましては、国庫負担が2分の1、府の負担が4分の1、市の負担が4分の1という形で実施をされてきておったということでございますが、これについては今回のこの三位一体改革の中で国庫負担分が、すべて府の方に切り替わるというような形の対応がされておまして、その結果、国庫負担がゼロ、府の負担が4分の3、市の負担が4分の1

と、こういう形で制度変更がされております。

先ほど、部長の補足説明の中でも申し上げましたが、今回の国庫負担金の増額補正をしている部分につきましては、保険基盤安定繰入金の保険者支援分という分でございます。これは平成15年、16年、17年、この3か年の暫定措置として、この基盤安定繰入金の一定割合について繰り入れをするという形になっておまして、今回の三位一体改革絡みで国、府の負担割合が変わりましたので、これらすべてが国がゼロになり、府が4分の3になると、こういう解釈をいたして予算計上しておった次第なんです。最終的に保険者支援分だけは従来の形で国が2分の1負担、これがそのまま継続しておるということございまして、そういう兼ね合いもありまして、府の負担分を2,760万5,000円減額いたしまして、同額を国庫の方で増額をさせていただくという形になります。

この差額部分が、いわゆる国庫の増額部分と府の減額部分の差額が約1,600万円ぐらいございまして、これがいわゆる7割、5割、2割の軽減世帯が減少したことによる負担金の減ということでございます。

○嶋野委員長 総合福祉会館のリスク対策ということで、小野助役。

○小野助役 福祉会館のリスク対策ということでございまして、基本的には撤去が基本でございます。今、内部で議論しておりますのは、先ほど言われましたように福祉会館が閉館をすると、近隣の方々に、例えば台風時なり、地震のとき、相当暗いということで防犯・防災上の問題、数多く出てくるというふうに見込んでおります。

今のところ、いつ撤去されるのかとい

うことが基本になるというふうに思っております。まず市として撤去をいつにするかということを決めなきゃならないというふうに思っております。

それで、市としての基本的な考え方は、現在、南千里丘まちづくり構想を進めておりますが、市としては、ダイヘン用地で4万6,000平米、ふれあい広場で6,000平米、それから福祉会館、市民体育館の用地で5,000平米の南千里丘まちづくりは、この5万7,000平米のまちづくりというふうに基本的に考えております。

整合性のあるまちづくりということで、そういったしますと私もこの18年度の市政運営の基本方針にこの千里丘まちづくりを出したいという考え方を持っております。そういう形で詰めをしております。

そのときに、福祉会館用地、市民体育館用地も含めるというまちづくりにした場合、ここで私も撤去の問題をきちんと明確にできないかというのが今の基本的な考え方でございます。これが、もしもできないとなれば、具体的には今言われましたように成人式については文化ホールと市民体育館、農業祭は中庭、市民体育館、年賀交歓会もやっている、健康まつりもあると。

そういったしますと、この辺のところをどう考えるか。しかも市民体育館は、365日使われている。文化ホールもそうだとしますと、福祉会館は確かに上村委員の言われるように危険であるということでの撤退を表明しておりますから、そういったしますと、そのところを基本的にきちんとこれから踏まえまして、閉館後に我々は南千里丘でまちづくりを視点にした場合、ここで明確に撤去の時期は言えるというふうに思っております。ま

た、そういうふうにしたいた。

費用的な問題も考えますと、福祉会館用地、市民体育館用地の5,000平米をこの問題の中での処理をしたい。ただし、そのときにまた別の議論で出てまいりますのは、教育委員会所管で出ておりました市民体育館をどうするかという問題が、また惹起いたします。

そういった大きな、南千里丘のまちづくりの中での福祉会館用地5,000平米の処理、撤去ということを1日も早く市民の方々に安心していただけるように、まず撤去をいつにするかということを決めなきゃならない。その間における文化ホール、市民体育館を使って、これはさまざまな形の中で一番安全な形の防災上、地震、台風という形の中で、どれが避難経路で行けるかということを考えてまいりたい。

いずれにいたしましても、私どもは南千里丘のまちづくりを市政運営の基本方針の中に入れ込みたい、そういう努力をやりたいと思っております。

その中で、この撤去の問題は、きちんと明確にさせていただきたいと思っておりますので、今少し、時間をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 そしたら、まず保健センター運営事業補助金の不足分について、理解しにくいんですけども、訪問介護による事業収入を見込んでたけども、それが見込めなかったということで補てんしてくれと。虫がよすぎるといふか、本来は、収入がなかった分、支出を抑え、それに合った保健センター独立の事業内容にすべきところが特に後段で指定管理者に指名するという流れの中で、若干説明をもう1回お願ひしたいと。

それと、フォルテの修繕内容ということで、1つは壁とか照明等々を整備するというところでございました。

私、先般、見に行ったんですけども、1つはトイレの問題。中にトイレがあるんですけども、あれをどう活用するといふか、会場と壁1枚でトイレが引っついていふことと、なかなかトイレを使用しにくいといふか、女性の方なんかは特に使用しにくい面もあるし、そこをどう考えておられるのかといふことと。

もう1点は、案内板といふか、位置的に物すごい、2階のスロープを行って、一番奥の方に212、213といふことなんで、案内表示をきっちりしてほしいといふことを、これは要望として上げておきますので、そこへ行くルート案内とか、エレベーターとか、所々に場所を書いたような案内ルートがぜひ欲しいなといふのが感じましたので、それは要望としておきます。

トイレの分だけ、お答え願ひますか、考え方を。

それと、福祉会館の閉鎖に伴う問題。撤去をいつにするかといふことを早急に決めたいと。その間のリスク対策といふことでは、これから早急に決めていきたいといふこととあります。

やはり、3月末で閉鎖されて、将来的には南千里丘構想の中に入れ込んでいきたいといふ話でしたけども、今、全国的に問題になってますのは耐震的にマンション等が問題があるといふことと、すぐ退去とか、そういった形で対応を取られてますよね。

本来は、この福祉会館も耐震的に問題があり、すぐさま本当は即刻閉鎖ですよ。これ、3月末までといふことと、今なってますけども、この間に地震等が来れば非常に危ないといふリスクを背負い

ながら運営しとるわけですが、撤去するまでの間は、やはりそういった危険がずっと伴うということなんで、文化ホールから体育館への往復、行ったり来たりする通路等も地震が来た場合に、倒壊した場合にけがしないような通路とか、そういったこともきっちり明確にしていけないと安心・安全ということでは、非常に市民に迷惑をかける部分があるので、そこもきっちりしていただきたいなということをお願いしておきます。

それと、南千里丘構想の話が出ましたので、福祉会館は閉鎖するというので、今回、フォルテ212、213、あるいは旧みやげ幼稚園跡地を使っての代替施設になりますけども、ぜひ摂津市全体の公共施設というものも視野に入れて、この南千里丘構想を設計するとき、来年度以降、摂津のまちづくりを行う中に、そういったこともぜひ入れていただきたいなというのを要望しておきます。

それと、国保の国庫負担金、あるいは府の負担金ということで、本来は三位一体の改革で国の負担金がなくなるだろうという見込みをしてたけれども、実際は国等の負担があったということでありま

す。これは時限立法的なのか、今後も続くのかどうか。見込みとしては、どうなのかということが、どうしても国に振り回されて地方自治体が大変な目に遭ってま

すけども、これはもらえない方向で予算を策定して、リスク対策ですよ。もらえないことを想定して予算を組んで、実際はもらえたからプラスにいったということでは、いい予算設定の仕方をしたなということでもありますけれども、このことがそれは結果的に府との相殺で、これは減免の分が、その分が減額になってま

すけども、これは今後も続くのか、見込

みをお答えしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○嶋野委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 フォルテ212、213のトイレ、現在、2か所ございます。これは、住友銀行がそのまま銀行当時に使っておられたトイレをそのまま有効利用させていただくというふうに考えております。

トイレのドアをあけて、さらに1メートルぐらい控えた形で壁をしたいなというふうなことで、基本的には会議室212、213、使っておられる会議室の方の利用と考えております。

それで、あとトイレの水を流しますと、当然音も聞こえてくるというふうなこともあると思いますので、設計の中には遮音対策というんですか、そういうふうな部分もちょっと入っておりますので、その辺での対応もしていきたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 摂津市の保健センターに関する補正予算についてでございますけれども、これは平成9年度より訪問看護ステーションを開設しておりまして、そして平成12年度からは介護保険事業の導入によりまして、居宅介護支援事業も本格的に実施してきたわけでございますけれども、それによって平成13年度には、これまで保健事業として実施しておりました機能訓練、A型ですけれども、この一部を政策的な部分は判断もありまして、通所介護事業所として継続することになっております。

このようなことから、摂津市の保健センター全体の会計は平成12年度より、黒字が出ております。そのことで、そういう黒字が続きましたので、各年度の返戻金といいますか、返還金、これが余り

大きくなり過ぎるということで、保健センター内の会計で調整してくれということで、委託料、あるいは補助金を大幅にカットしております。

現実には、結果的には切り過ぎたという部分がございます、それが赤字につながったということと、先ほど説明いたしました一部赤字が出ておりますが、これはいろいろな職員の中の配置によって、どの事業に参加するかということによって、若干の見込み違いもございましたが、大きなところは今まで例えば委託料等につきまして1億円ほどを保健センターに支払っておりましたが、負担しておりましたが、平成17年度は7,600万円ということで約2,700万円カットしてきているということで、若干見込み以上に我々も切り過ぎたかなということでございます。

○嶋野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 保険者支援分の件でございますが、先ほどご答弁でも申し上げましたように、これにつきましては15年から17年までの3か年の暫定措置ということで行われておまして、基本的には18年度以降はないというような形なわけですが、12月3日付の政府の方の動きを見ておりますと、18年度についても暫定的に継続をするという方向での予算要求を厚生労働省が行うという報道に接しておりますので、18年度については引き続き継続になるものではないかなというふうに考えております。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 先ほどから出てる質問に少し関連しますので、私は1点に絞ってお尋ねします。

今、この図面をいただいたんですけど、福祉会館を今、助役の方から、できるだけ南千里丘の開発などとも絡ませて解体

時期を決めていきたい。現状は、このままということで、私もずっと以前から福祉会館を閉鎖したということになりますと、大変だなということも思ってたんですが、先般、文化連盟の会議の中で、今、文化連盟が年間に利用するのは、文化ホールと体育館と両方使うわけですね。これの動線がなかなかわかりにくくて、文化ホールに来た人が、あちらで催しが行われてるとということがわからないというようなことで、もう少し文化ホールと体育館との動線を行政の方で印をつけてもらうとか、いろいろなことでできないかという要望が出てました。これは、機会があったら一度、申し上げておきましょうということで。

ただ、今、私がちょっと心配するのは、1つは、今、皆さん、福祉会館が危険な物件だからということで閉鎖するという事だけど、この閉鎖することによって、仮に閉鎖するしないは別にして、地震が起こったとき、その建物の中で起こる被害と、建物周辺に起こっていく被害というものを想定しなきゃならんのではないかなというふうに思うんですね。

前回の破損などを見ますと、むしろ建物の中よりも建物の外にガラス等が割れて、降っておったということになりますと、今後、文化ホールの周辺の部分や、そしてまたこの中庭の部分、こういう部分にもやはり今後十分、地震のことに對する対応というものは考えておかないと、ただ建物が怖いから、中に入っただけに絞り込んだものを考えておると、そうじゃなしに、地震がいつ、あの周辺でイベントなどをしているときに上からガラスなり、コンクリートの破片なりが落ちてくるというようなことだって考えられるわけですから、その辺のことまで含めた閉鎖についての視

野を含めた考え方をしておられるのかどうか、私は、きょうここで改めて聞いておきたいと思います。

それと、もう1つは、例えば先ほどの文化ホールと体育館との間に、渡り廊下のようなものでも一時的につけて、その上に屋根でもつくって、万が一ガラスなり、コンクリの破片が落ちてきてでも、その通路を歩いていけば危険にさらされない。そら、大きなものが落ちれば屋根も皆突き抜けて、けがもするでしょうけど、そこそこのガラスだとか、破片だとか落ちてきたときでも、傘の役目です。そういうようなこともするような渡り廊下のようなものも仮設的に必要なのではないかというふうに思うんですけど、解体するまでには。ということは、地震は何時何分に来ますと、台風なら、ある程度、きょう風が吹いてきますとか、洪水が来ますとかいうことやから、予知して、その日はやめとこうかというようなことができますけど、地震は、いつ起こってくるやわかりませんから、ときたま中庭で農業祭のような、ああいう催しをやってるときに大きな地震があったら、これ、正直言うて建物だけの問題じゃなしに周辺の問題もということを少し考えたので、その辺も含めてどうなんでしょうかということをお尋ねしておきます。

それからもう1つは、さっき水道ですね。これはもう、タンクは0-157の問題やとか、いろいろなことで残留塩素のこともあって、この際、直圧にしたいということをおっしゃっておられましたので、これは直圧にされるとは思うんですが、この文化ホールの部分は、もう直圧になってるんですか。私、ちょっとわからないので、その辺も含めて教えてください。この2点。

○嶋野委員長 小野助役。

○小野助役 今、柴田委員が言われましたように、新年度の予算編成の中で一定の考え方の整理をした上で、予算に載せるべきものは載せなきゃならないと思います。

それで、現在の福祉会館そのものが非常に古い形で、次回以降にアスベスト問題についても一定の中身を出さなければならぬなと思ってます。

福祉会館には現実にそういうアスベストは有しております。そういうことになりますと、相当高い費用がかかるだろうと、解体費用には。通常の解体プラスアスベスト費用がかかってくるだろうというように思います。

そういったことも含めての一番、市としての解体費用として直接経費をどう軽減できるかということの中で考えていきたいのが基本でございます。

ただし、そのときにタイムラグが必ず出ると。きょうから言って、すぐあしたにできませんので、そういたしますと、必ずそこにタイムラグがありますので、その中でのことを明らかにしながら、今、柴田委員がおっしゃったようなことも含めて、私どもは現在の市民体育館は耐震上、これは構造上、問題はないということは考えております。

現福祉会館そのものは、いろいろ問題があるということで認識しておりますので、そういった形の中で、どの事業を、特に農業祭、健康まつりなんかは、中庭でやっておりましたので、そのときに万一、地震が起こった場合、どうなるかと、予測はできます。

渡り廊下に上がっていく、福祉会館に上がるあのところは、あれでいいのかどうか。あれは、いち早く、例えば撤去する以前に外さなければならぬということなのか、こういうことも議論は今して

おります。

そういったことも含めて、今、柴田委員のおっしゃってる中身を十分踏まえながら、仮に農業祭もあの中庭でやるということになるのか。それとも、ふれあい広場でやることになるのか、そういったことも含めながら、私どもが今注目しているのは、あの上に千里丘三島線から入ってくる、あの福祉会館に上がるあれが非常に解体時には、あれを撤去しない限り、小さな機材でやりますと相当高いものにつくと。

今、例えば1つ申し上げますのは、あそこを外しておかないと重機が非常に入りにくいということも予測しております。そういったことも含めて、トータル的に市民の安心・安全が大事でございますから、どういう使い方をするか。また、撤去するときは、何をしなければならないか。文化ホールを使ってもらう、体育館は使われる、そのときの安全対策はどうするか。

今言われた、例えばそういうところに一定のネットを張るなり、一定の防護策を張るなり、というようなことも含めて、この18年度予算の中で十分な議論をしてもらえるような、私どもも最低限のこの形の中で行けるのではないかと、そういったことも含めてトータル的に、今、柴田委員がおっしゃったことも含めて、一遍総合で勘案しながら、一定18年度予算に向けて取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 文化ホールの水道につきましては、直接ということでございます。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 今、助役も我々が言うまでもなく、内部でもそれなりの検討をして

いただいているということですが、我々は若干素人的な発想ですので、今までは福祉会館のあの建物そのものが悪いやということやけど、よく考えてみたら、あの周辺でもかなりの事業をしたり、人間が動くわけですから、地震は必ず、中における人だけが直撃されるんじゃないし、むしろ外の人の方が大きな被害を受けるということもありますので、ただ、今おっしゃったように解体は最終的にするとしても、上り階段のところのあの部分は、むしろそれは早く、その部分は別枠にしても解体をして、あの文化ホールと体育館との接続をもう少し整合性のある何かをつくっておけば、利用する立場から言うても非常に利用しやすいんじゃないかと、そういうふうに思いますので、私の発想の中には、あの解体は同時解体というふうに思っておりましたが、今、助役がおっしゃったように、そのとおりのやと思います。

だから、あそこだけでも、また何らかの形で解体して、福祉会館に入れなければならぬような形を完全にとってしまうと。

ちょっと私は、いつもがった見方で何とか有効利用できないのかということ、例えば閉館中の中へ、摂津市はたくさん余った物品等があります、そういう機材を少し、一時ストックするというようなことは、その会館は、いやそれも危ないので閉鎖してるから、万が一、職員が1人でも入るのはけしからんことなんで、いかなのやということであれば別やけど、1階部分ぐらいは一時的なストック場所としても使えるのかなと思ったりもするんですが、この辺ちょっと、そういうことがかえっていかなのかもわかりませんが、私の考えですけど、そういう考えがあればおっしゃっておいてくだ

さい。これで結構です。

要望にしておきます。頑張ってください。

○嶋野委員長 ほかに質疑のある方、おられませんでしょうか。安藤委員。

○安藤委員 2点だけお聞きします。

1つは、10ページ、府の補助金で社会福祉法人介護保険事業補助金337万5,000円、それからこれにかかわって16ページで介護特例補助金というのがございます。

介護保険法が変わって、施設入所者への居住費、食費が自己負担になってきた中で、10月からの施設入所者の負担、それから介護事業者の方々の制度等が変わってきています。

さきの決算の審査の中でも社会福祉法人への補助金のご質問をさせていただいたんですけども、それは社会福祉法人の事業費の中の1パーセントを超えた減免分を持った分について補助金を出すということの説明でございましたけれども、今回のこの特例補助金について、ちょっと補足で説明をしていただけたらと思います。

それから、もう1つは、先ほどからもご質問が続いておりましたが、国保の関係で一般会計からの国保への繰出金の問題でございますけれども、2,858万6,000円が減額となっていると。これは、職員の削減であったり、基盤安定の繰入金の削減であるなど、いわゆる法定の繰入金の部分が削減されたというようなことで理解してるわけですけども、これについて国民健康保険の会計、そちらの方の議論でも、それの方であればいいんでしょうけども、国保の財政も非常に厳しい中で、国保の財政自体がこれまでのご説明の中でありますように、保険給付の予測であったり、医療費の予測が

なかなか困難であったり、国からの負担金であったり、老健の拠出金であったり、非常に予測のしにくい中での運用をされているという状況のもとでやっておられる。

国保の基金を積むというのが理想的ではないかというようなご意見も前にあったかと思うんですけども、そういう弾力的なところに対応するようなものも求められているもとの、当初組んでいた予算の中で国の法定の繰入金部分が減ったからといって、それをそのままスライドして国保会計への一般会計からの繰り出しを減らすということについては、どうなのかなというふうに思うんです。

法定の国からの繰入金等が減った場合には、もう、それはスライドして、特別会計への繰り出しはスライドして削らなければいけないと。それはもう、必ずリンクしなければいけないという、そういうルールがあるのかどうか、ちょっと、それをお聞きしたいと思います。2点、お願いします。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 それでは、社会福祉法人にかかわります補助金のご説明をさせていただきます。

前回の委員会でご説明いたしました社福法人に対する減免と今回の補助の違いでございますが、前回の補助につきまして、減免制度につきましては、利用料の減免ということで低所得者に対しまして利用料の減免、4分の1という軽減を図らせていただいたところですが、今回、計上させていただいております補助金の内容につきましては、社会福祉法人が運営いたしますユニット型特別養護老人ホームに関しまして、このホームに入所中の低所得者の方に対しまして、10月の改正の中でホテルコスト、居住費が自己負

担になりました関係上、一定の負担はかかるわけですが、また新たに特別な室料など居住費負担を求めることのないように平成18年3月末までの特例措置といたしまして、社会福祉法人に対しまして一定の負担をするということが今回の補助の内容でございます。

ですから、利用料の負担ではなくて、あくまで社会福祉法人に対する補助ということになってございます。

○嶋野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 保険基盤安定繰入金の当初予算で見込んだ金額から年度途中で、これが減少した場合に、それをそのまま維持できないのかということで、維持したらだめである、というような規定があるかどうかということになると、実はその規定はございません。

ただし、これについては、7割、5割、2割の軽減をした部分については、一般会計から繰り入れをなささいという義務規定がございます。

その繰り入れをした部分については、従来であれば繰入額の2分の1が国庫負担、4分の1が府負担というような規定があるわけですが、私といたしましては、必ず軽減した部分については入れていただくという義務規定を遵守していただくためにも、ある意味で申しますと7割、5割、2割の軽減が減った場合については、これはある意味でいったら減らさざるを得ないと。

ですから、だめということではなくて、必ずこれは繰り入れをなささいという義務規定があるというようなことは、これは裏返しにすると、減った場合については、減らさざるを得ないと、こういう解釈をいたしております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 介護保険の方の社会福祉法

人に対する補助金については、わかりました。制度が非常に変わるということで、大変だと思っておりますけれども、社会福祉法人さん、介護保険の事業者の方にとってみても大きな負担は、負担はあるけれども国の方の制度によって国庫負担等が減らされていくと。

施設運営も非常に、経済的な状況からも厳しくなっていくという中で、それが最終的に利用者の方々へのサービスの質の低下であったり、それから減免を必要とするような方々は、その分、所得水準によって、負担限度額が変わるわけですから、負担限度額が低い方が多くなれば、その施設事業者の方々の負担が大きくなるということになりますので、それが所得段階の低い人をできるだけ入れたくないという信条が働くということもあり得るシステムとして、というようなことも心配されるわけで、その点、摂津市の介護保険でそれをどうするのかというのは非常に難しい問題だと思いますけれども、今後さまざまな制度等、政令等も追加されてくるのかもしれませんが、国に対しての予算的な措置を要望していただきたいと思います。

あわせて、先般からもいろいろとご質問してきましたけれども、食事費、それから居住費などが所得段階ごとによって、負担限度額が変わるという問題で、その割合の、どのぐらいの方々の割合が変わるのかと。どのぐらいの方々、比率で、どのぐらいの所得限度額になっていくのかということをお聞きしておったんですけれども、その点は10月から始まったものでありますから、実際請求が上がってきて12月以降でないとはわからないというようなご説明もいただいております。

これについて、大体どのぐらいの時期であれば、そういったものが判明してく

るのか。そういったものが判明した時点で、これは施設利用だけにかかわらず所得段階によって利用者の方々の負担が減ったりふえたりするわけですので、その辺の割合については、判明次第、すぐに資料として出していただけたらなと思います。大体の時期的なものだけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、国保の方ですけども、今、ご説明をいただいたわけですが、国からの繰入金が減った場合に、それを特別会計の方への一般会計からの繰り出しをリンクするというようなルールはないけども、システム上、そうすべきではないかというようなお話だったかと思います。

私は、この繰り出しについては、ルール外繰り出し、それから法定繰り出しというような分け方をされてるわけですが、やはり保険料の軽減を図っていくという上で、結局、保険料を上げるのか、それとも一般会計からの繰り出しなのかというような議論が、この間ずっとあるわけですけども、やはり市民の命と健康を守るという上では、一般会計の中から何とか繰り出しをしていくということも非常に大事なことであって、現に摂津市の場合には法定外と言われている保険料軽減のための繰り出し、市民一人当たりの繰出金は非常に高いということでご説明をいただけてるわけですが、当初の予算で繰出金として組んでいたものをももちろんそういった国との関係があると思いますけども、それをプールする、または流用するようなやり方というのも考える必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点の考え方だけ、ちょっと最後に聞いておきたいと思います。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 10月改正につき、食費、居住費の影響ということで

ございますが、10月サービス利用につきましては、国保連合会の方で11月審査、12月支払い決定というスケジュールになってございます。

12月の請求につきましては、12月10日の締めでございます、金額的なものにつきましては中旬以降にはっきりするかなという予測でございます。

その1か月の利用で今後の6か月分を見込むということで、これも不確かなところもございますが、状況がわかり次第、資料をお出ししたいというように考えております。

○嶋野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 この保険基盤安定繰入金の件でございますが、これは制度の仕組みをちょっと申し上げますと、所得が一定以下の方については保険料の均等割、平等割の7割、5割、2割を免除すると。これは、いわゆる減免とは違いまして、国の軽減制度でございまして、そういう制度があると。

これを当然、軽減という表現をしても保険料がその分だけ少なくなるわけですから、これをそのまま放置しておけば、国保特会に軽減した分だけが穴があいてしまうということで、これを補てんする措置として設けられているのが、この保険基盤安定繰入金の制度であるということでございます。

こういう中で、当初予算で見込んでおいた金額よりも軽減対象世帯が減ったということで、軽減する金額が減少したということで、今回、減額補正をお願いしているわけでございますが、もともとの軽減世帯が減っておりますので、この部分の減額部分を繰り入れをしなくても国保特会の収支上は、ある意味で申しますと保険料の方がふえてくるというような形でプラスマイナスゼロになると。

ですから、これを反対に申しますと、減額になった部分を減額せずに繰り入れをしていくと、今回、減額補正をお願いした分だけ今度反対にプラスに転じるというような形になりますので、少なくともこの部分については、私としては年度途中の補正の段階でこれをルール外の方に持っていくというような措置をする必要はないのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○嶋野委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。暫時、休憩します。

(午前11時17分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号所管分、議案第96号、議案第97号、議案第98号、及び議案第99号の審査を行います。

本12件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。本保委員。

○本保委員 それでは、ただいま審議されております、この87号から99号の議案、12件につきまして質問をさせていただきます。

この指定管理者制度でございますけれども、これにつきましては、平成15年9月2日から施行ということで、現在に至るまでさまざまな形で、行政におかれては施行されて、こういった形で本案を提案されていることと思っておりますけれども、この現在の業者に指定されるに当たり、この期間、どのように取り組んでこられたのかお聞かせをいただきたいと思っております。

この指定管理者制度は、ご存じのように指定管理者制度の導入に当たって、指定手続、業務の具体的範囲、管理の基準等について、この条例を制定するため議会の議決を得て、期間を定め、指定管理者を指定するというところでございますけれども、この現行制度によって管理業務を出資法人等へ委託している公の施設、またその他直轄で管理している公の施設も含めまして、この平成18年9月までに指定管理者制度に移行する目的で、この廃止も含めて総合的に点検していけると、このようにございまして、今度新たに民間事業者等、NPO法人、株式会社を含んで指定管理者に指定するというところでございますけれども、この引き続き出資法人等指定管理者に指定するという観点におきまして、この目的といいますのは、やはりご存じのように経費の削減と事業運営の効率化がどのように図られているのかということが検討なされていると思っておりますけれども、またサービスの向上についても行政として管理者との連携が大変問われているという観点も含めまして、この指定管理者、指定をされるに当たりまして調査をされていると思っておりますけれども、この連携の現状についてお聞きをしたいと思います。

また、それらこういった指定を現在される状況にありまして、皆さまがいろいろな形で調査検討をされたことと思っておりますけれども、それらについて、その中から今後の課題についても、どのようなことがあったのか。あれば、お聞かせをいただきたいと思っておりますし、今後このようにしていく、いきたいというような課題についてもご検討しておられることがあればお聞かせをいただきたいと思っておりますので、よろしくお聞かせいたします。

○嶋野委員長 小野助役。

○小野助役 トータル的に今回の指定管理者制度のお問いでございます。どのように考えて、この18施設をとということでもありますし、また今後、どういう方向で進んでいくのかと。今の課題はどうなんだということでのトータル的なお尋ねでございます。

今、本保委員から言われましたように、この指定管理者制度につきましては、3つありまして、公の施設の管理に民間の能力をまず活用するんだということと、民間を活用して、なおかつ市民サービスの向上を図ることを目的とするんだと。そして3つ目には、そのことによって経費の削減、節減等を図って、他の事業に振り分けていく財源を生み出しなさいと。こういった3つの中身がございました。

それで、今回、指定管理者を18施設に絞り、現行で受託をしている施設管理公社なり、事業団なりの現行での対応の指定管理者にさせてもらいましたということでございます。

もちろん、これをどういうふうに位置づけをするかということではありますが、基本的には住民の利用に供することを目的としない、例えば、市役所の本庁でありますとか、市民サービスコーナーでありますとか、環境センター、浄水場、直接的に市民の利用に供するということではありませんので、それらは当然省かれると。

それから、もちろん個別法によりましての形で公共下水道等々、道路法の関係、これについては市長管理で行うということですから、これは適用されないということで、最大限、今後民間に持って行ける、またそういうことを今後検討すべき施設として18施設ということでございます。

ただ、このなかにもいろいろな基準も

ございますが、例えば具体的に、みきの路なんかには本当に民間でいけるんだろうかと。ああいう24時間施設で民間に任せられた場合は、いわゆるそこに24時間施設で一番高いのは人件費でございますから、そうするとそこに人件費を削られたときに入所されている、その人が非常に困るということになるんだらうと。

しかしながら民間に任せられないものでもないということが、これはあります。今後具体的になります、この施設の中でどれに、どれをもって民間にお任せをすることが市民の、よりサービスになり、経費節減にもなるのかということのもう一度、整理をしなければならぬと思っております。

それで、各市も動いておるんですが、具体的に議論をいたしましたのは、この5年間とするか否かの問題でありました。

それで、私どもこれを考えておりましたのは、現在、この施設の管理運営を委託した団体といいますのは、その多くが市の業務を委託させるために設立をしたという経緯もある施設もたくさんございます。

そして、また一番の問題は、思っておりますのは、今後、民間にした場合、団体において委託業務を遂行するためにプロパーの採用をいたしております、現実には。そうなると、これは雇用問題も一定、市の方がかかわってきた経過といえますか、そうしてきた経過もあるということも現実でございます。

それで、今後も民間参入も含めて公募といたすときに、今、雇用問題が課題となりますので、そのための検討期間としては最長の5年間は、やはり一定必要ではないかというふうに考えてございます。

しかも民間企業が参入した場合、それぞれ別のコアといいますか、核になる業

務を持っておりますから、十分これは振り分けはできるんですが、私どもの現在、指定管理者については、この業務のみで運営されているということを考えますと、その辺のことも十分検討しなければならないということも考えました。

それからもう1点は、全国的にも5年間が一般的であるという認識をしたことがございます。それで、現行の受託団体が当初の導入時には、指定管理者になっておるといふ実態が極めて多いということも確認をいたしております。

そういったことで、今後の中身として議論していくわけですが、ただ1つ、今後の議論に大きくなりますのは、せつつ桜苑問題であります。

これが唯一の公設民営の、府下的にも非常に民設民営に移している形がございます。

私ども、今、これをどういうふうに、まずせつつ桜苑を扱っていくかということが、他に多くの、葬儀会館もございましょうし、他にもあるかも知れませんが、まずこの障害者施設というのは非常に慎重に思っておりますが、特にこのせつつ桜苑問題を中心とした一部、今後、葬儀会館もございしますが、それらをどういうふうに扱いをするかと。

市としては、せつつ桜苑問題は5年後の形としては、私ども今の段階では民設民営として一定の運営をしたいという気持ちは持っております。

ただ現在の成光苑さんも相当な人材を確保されて、やってこられたということも承知いたしておりますし、この辺は担当課が一番よく知っております。

その辺のところ、激変のことも考えながら、今後の、仮に5年後にいわゆる入札をする場合、土地は市のものがございます。その辺のことも考えながら、どう

いう考え方を取るのが一番、市にとって、市民にとっていいことなのかと。

私は、助役としては、まずこの辺のところの整理をしなければならない。ただ、多くのプロパーが働いておりますので、そのことも十分お聞きしながら、例えば成光苑さんがどういう形の事業運営が5年後にできるのか。十分吸収できるのか。それとも、そうなった場合については、成光苑で今採用している職員を民間的には、そこを受け持ってもらおうというような条件もあるかも知れません。そういったいろんなことを考えてまいりますと、一定、5年間の中で一定の整理をこれは市でやるべきもの。現在の指定管理者で、例えば社会福祉事業団でやるべきもの。

また、みきの路のように現在の社会福祉法人でやるべきものであるのかどうか、この辺のことをもう一度整理をした上で民間にやってもらうのが、よりサービスがよくて、しかも市としても節減になるということの今一度の整理をした上で進んでまいりたいというのが、今持っている基本的な中身でございます。

市として、一番気にしているのは、やはりそこに働いておられるプロパー、職員の方の身分をどうするかということも、これは市として民間参入させる場合は、そこに一定の処理を置いて、そしてその中でそういうことがあるのであれば、みずからが民間の方に、また移っておられる方もおられるでしょうし、またここで働きたい、そんなこと等も十分踏まえながら、いよいよのときを迎えるための、これからの準備に入ってまいりたいというのが、今、助役として申し上げるこれからの課題であり、今の現状であるというふうに認識いたしております。

○鳴野委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

今、やはりきちんと課題点なんかも押さえていただいているという状況の中で、この5年間の中でまた取り組みをしなければならぬ点の大きなところには、助役の方からきちんとお答えをいただいたと、そのように思います。

ただ、今後やはり、今、助役の方からも出ました、せつ桜苑なんかの扱いについても、いろんな、今押さえていただいている以上の、やはりいろんな問題点もあろうかと思えますし、この5年間の間においても、このままでいいのかというような問題点も既に発生しているようなことも聞き及んでいることもございますので、やはりこういった指定管理者の方に指定してから、その次に至るまでの5年間の間で、やはり行政の方がしっかりと監督をしながら、またその中身についても移行できる雇用の問題とか、大きな問題もとりわけございますけれども、もっと先ほどおっしゃいましたようなサービスの向上というのが大きな目的の1つでありますので、利用者の方に対して本当にサービスが行き届いているのかどうかということを行政側としては特にこういった公設民営施設の場合、きちんと掌握をして、チェック体制も強化していく必要があるのではないかというふうに思います。

やはり、一番危惧しておりますところは、指定管理者の方に、先ほど助役の方からもお話がございましたけれども、指定する前段階での調査とか、移行する間において、こういった形で雇用問題をどう解決していくのか、待遇処分について、どう身分を確保していくのかとか、さまざまな問題も起こってくると思えますけれども、この業務を指定管理者に遂行していただくにあたっての、こちら、行政側として監督体制をどのよう

にしていられるのかということが1つ大きな問題点ではないかというふうには感じております。

現状の中でも既に行き違いといえますか、そういったことも耳にしておりますから、やはり指定管理者の方で受けた問題点に対して、行政の方に振ってきて、行政が了解が取れないからできないというような施設の改善なんかについても、そういったトラブルというのが今後予想されていくと、現在もやはりそういったことが起こりつつありますので、そういった現状の中で今後、NPOとか株式会社、民間の任意団体についても指名が可能であるというような現状をふまえて、それらに対する業者の条件をどうしていくのかとか、これをどういった選定基準にしていくのかというようなことは、今後5年間で検討されるというふうに、その中身に含まれていると思うんですけれども、5年間の間に起こり得る指定管理者と行政との間のすき間について、どのように対応していられるのか。

また、民間から一定の基準を設けて公募されることに対して、5年間の間にどのような準備をしていられるのか。それらについてもお聞かせをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○嶋野委員長 小野助役。

○小野助役 本保委員言われましたように、今日までは受託主体というのは公共団体なり、公共的団体が出資法人として2分の1以上を出資することを条件にするんだというしぼりがありました。

それを一気に、法人その他の団体で、今、本保委員が言われましたように、法人格は必ずしも必要ではないと。ただし、個人不可であるけども、そういった意味でいきますとNPOも入るということでもあります。

法人格が好ましいんでしょうけども、法人格が必ずしも要らないですよということを考えてまいりますと、多くの門戸が開かれたというふうに考えます。

それで、基本的にはこの18施設、特に市民を今、そういう介護なり、入室なり、入居なりしておられる施設については、ここにおります担当もいろんな市民要望なり、またクレームなりは聞いてもおります。また、頑張ってもらっていることも私どもも聞いてはおります。

多様なニーズに本当にこたえきれているのかと、もっと体制を強化してほしい、もっと職員のサービスが悪いのではないか、対応が悪いのではないかというようなことも、まま聞いてまいりました。

ただ、私から1つ言えることは、この5年間というのは、やはり頑張っていたかかないと、その継続なりは、ないかもしれないかもしれませんよと。もっといいサービスがあれば、もっとその形の中でさせていくこともあるかもしれませんよということもあると思うんです。そこが非常に大きいということを思っています。

いわゆる市から受託すれば、もう、未来永劫、市がある限り、受託ができるんだということがなくなったんだということを、まずやはり十分なご理解を願わなければならないというふうにも思っております。

これは担当から十分、これから話し合いをしないといけない。ただ、問題は例えばシルバー人材センターのように、国自体が高齢化社会に向けて、高齢者施策として打ち出しているシルバーというのは、また別のものになるんだろうなという、私、個人は思います。

しかも、障害者施設というのは人件費が一番かかるとなれば、ここを削るとなれば、その入居しておられる入居者に対

して非常な問題が起こるということも考えます。

そして例えば、葬儀会館のように各地に葬儀場はたくさんございます。これは、非常に利益を生む率が高い。これをお渡ししたときに、そこでどんなことが起こるのか。値上げが一斉に始まって、サービスが悪いと。今、言われたとおりです。そういったことも十分、我々として考えなければならないということでもあります。

今、本保委員が言われましたように、まずはこの5年間の中で頑張っていたできますよと。市民がみんなが認めるような、これほどのサービスは、なかなか見当たらないというところまで、やはりその能力も、それから人材もバージョンアップをしていただく。まず、頑張っていたきたい。

何も、その5年間で変えますというわけではないんですね。いいものをいい質で、いいものでやっていただきたいということをお願いをしてまいります。

その中で、今、出しておる委託金についても、この点はもう少し頑張っていたいて、その委託金をもう少し、市もこういう状況ですから頑張っていただけませんかということも非常に言いやすいと、私自身は今、思っております。

だから、そういうことの中で、まずは未来永劫ではないということをご理解いただいて、そして5年間により市民に、市にとって信頼のあるものに頑張っていたきたい、このお願いをします。

しかし、それが万一、**違背**するようなことがあれば、私はこれは個人的ですけども現在の5年間という条例をもう一度、例えば見直しをさせていただいて、原則という言葉を入れるのがいいかどうかわかりませんが、何も5年間に絞られることはないんじゃないかと。

今、5年間といたしておりますが、頑張っていたきたい。しかしながら、非常に悪いということになれば、私はその状況の中で、この条例の問題は5年ということも視野に入れながら、そんなことになっては嫌ですけども、そういうことも含めて考える余地はあるのではないかというのが、私、助役としての考え方でございます。

いずれにいたしましても、この指定管理者制度の、まず熟知をしていただくこと。そして、単に変えるということではなくて、頑張っていたいただくこと。そして、よりよいこの社会に負けないようなノウハウを持っておられるわけですから、そこで今一段の市民サービスに徹していただくと、こういうこと等をお願いしながら、この5年間の中で、しかしその**違背**する場合は市は市で一定の考え方をもちますということを取り組みをしていきたいというのが今の市としての、助役としての考え方でございますので、これから十分その辺を踏まえながら進んでまいりたいというふうに思っております。

○嶋野委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

やはり、この指定管理者制度、今、前向きにしっかりと、この5年間で、また5年の中は担保されてるんじゃないということをやっぱり指定管理者の方にしっかりと認知していただけるようにしていただくということでございました。

やはり、それは現行の指定管理者、この名前が上がってる方たちだけじゃなくて、やはり一般の募集をかけられる。これから、その手順を踏んでいかれると思いますけれども、そういった際にもしっかりと厳しいものであると、責任の大きいものであるということをおっしゃったように周知徹底をしていただく中で、

よりよい業者の選定をしていただけるようお願いをしたいと思います。

また、この指定管理者制度というのは、やはり地域の活性化に、成功すれば大きな役割を果たすと思いますし、この大変な、今、行財政改革の大きな1つのとりでとなる可能性も含んでおりますので、さらなる充実をお願いしたいと思います。

職員の皆さまも本当に限られた人数の中で、新しい制度が次々できる中で、やはり大変なご苦労もあろうかと思っておりますけれども、やっぱり摂津市の発展のためという、やはり心意気でしっかりと、これからもお取り組みをいただきたいということをお望みいたしまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○嶋野委員長 ほかに質疑はございませんか。柴田委員。

○柴田委員 私も今、本保委員に関連した質問で、お答えいただいたんで、特に指定管理者制度が3つの目的ということもおっしゃっていただきました。

摂津、考えてみますと、今現時点ではほとんどが市が直営でということやなしに、施設管理公社だとか、いろいろなところへお任せしてるんで、その上に冠が指定管理者制度というのがつくだけで、5年間の猶予ということ、条例ということになると思うんですね。

1つ、考えますのは、5年後に民間が参入されると、門戸を開いていくということで、私も民間参入によって、民間がどんどん進出してこられることは、いいことだなと思うんですが、ちょっと余談な話ですけども、昔、ある遊戯のそういう企業をやっておられる方が、とてもつないところに1つ店をつくられて、この店、採算取れますかと聞いたら、取れないですと。取れないけれども、母体が黒字が余るんで、そこで、悪く言えば

調整的な機能を果たしますというようなことをおっしゃって、なるほど企業というものは、そういうやり方もあるのかなという感じをしたんですよね。

そしたら、例えばうちが民間委託をしたときに、このものの母体だけでやるならば当然、こんなものはできないけれども、その辺との絡みの中で、もし参入されてこれらたら、よそが仮に5, 000万円かかると言われても、うちは2, 500万円です十分、この内容をペイしましょうなんてことになってきたら、そのもの自体は赤字になるんだけれども、母体、本社とか上の会社がそれなりの収益を上げるといことで、ときには会社全体の地域貢献への福祉の部分へのサービス、ボランティアというようなことで、もし参入されてこれられば、これ、普通の今、管理公社にしても、何にしても目的を持って動いてるところなんか、たちうちできないと。こういうようなことも起こってくるんじゃないかと。

これ、ちょっと余談ですけど、1つの事例は、あるレストランをつくられたんですよ。こんなレストラン、こんな場所で、こんだけ金かけて、利益出ますか言ったら、いや、利益は出んでよろしいですと。こちらに、ちゃんとその母体がありますからと、なるほどと、同じことを繰り返しますが、そういうこともあるんで、私は確かに自由競争の時代での民間参入ということは、民間のいろいろなノウハウを使って、いいようにやっていこうということだけど、側面にはそういうものもあるということになりますと、今日育ってきている我々から離れた管理公社なり何なり、いろいろなところでやっぱり就職されている人もありますし、その辺の絡み、この5年間の間で十分、考えていただく。

ただ、民間に勝負できるような体制をつくれと言うたって、今のようなものを持ってこれれば、もう体制が作りようがないと、こういうこともあるということをお一つ背景にお考えいただいて、それでも民間がやるといえば、うちはコストが下げられるんだから、渡すのかどうかというような問題も将来生じてくるのではないかなと、こういうことが1つ。

それから、サービスということでおっしゃっていただいているんで、ちょっと関連するんですけども、例えば摂津市の児童センター、この辺はこうして指定管理者制度をつくられて児童センターとしての今までの役割を十二分に果たし、なおかつサービスというか、貢献のできるものと。

最近、児童福祉センターのあり方について、これも先般、あるテレビなどでも紹介されてたんですが、我々、児童センターというのは、割と低学年の子どものセンターということですが、児童というのは18歳まで法的に児童ということになりますので、例えば高校の不登校の方だとか、中学校の不登校の方だとか、またいろいろとその年齢に達する中での悩みなり、いろいろな問題を持って人を児童センターが受け入れをしていこうというような形の中で活動が始まっているということをお聞いてます。

日本は、大体そういう部分は教育委員会の流れの中で、こっちは昔で言うと文部省、こっちは厚生省と、こういうことになりましたが、今、児童センターの役割は、そういう方々の児童という解釈をして、法律の最大限の解釈をして、そういう方々も児童センターの中で受け入れて、いろいろなイベントもつくり、また話し合う場所もつくっていこうということも出てきてますので、この管理者制

度だけを取って言うんじゃないかもしれませんが、これからの摂津市の児童センターのあり方として、そういうことも含めたサービスというか、門戸を広げていこうというようなお考えも持っておられるかどうか。これ、ちょっと聞かせていただきたいと。この2点です。

○嶋野委員長 小野助役。

○小野助役 今、柴田委員おっしゃいました例えば損して得を取るということの中身、私ども、これはちょっと個人的に思ってますのは、施設管理公社が5年後にどうなるのかなと。

これは現在、文化ホールで文化事業をたくさんやっております。そういったしますと、向こうには文化事業ではプロパーも採用されております。

しかし、具体的に言えば極めて厳しくなるような形と考えますと、内部では施設管理公社というのは、一定、我々十分な議論もしながらやらなければならないというふうに思っております。

それで、今後、選定委員会を設けて基準を定めていくということでもありますから、その選定委員会の設けた中で定めていくということでもありますから、その辺のところはいつも気にするのは、私も思ってますのは、多品種の企業で損して得取って地域貢献という名を持って、ここでは損するけれども、市との指定管理者をもらってることによって非常に業務として他に売り込んで行けるといようなことも、これは十分あり得る話だろうなという事は私どもも思っております。

そういうところの見極めも、やはり一定の市トータルの選定委員会の中で十分議論して、そういうことを見抜かなきゃならないというふうにも思ってます。

もう1つ言われてる児童センター、具体的に考えておりませんが、私個人は、

これはやっぱり地域のことは地域で決めていこうという考えは、私はこういったところで、こういう委員の方がおられたら、地域のNPOなんかやりましょうというようなこともあるんだろうと思うんですね。

そういうことも可能なんですね。だから、この5年間で地域の方が見ておられて、今の児童センターの運営はこうしてるけども、我々ならこういうことをやるけどなど、こういうことの中で現在やったけど、こういうことができるよねというようなことも私はあると思うんですね。

だから、NPOというのも非常に大きなこれからの存在だというふうには、基本的には認識しております。

そういった意味で、安いだけでやるというのは非常に危険があるというふうに見てますし、そこに裏がありますから、やはり私は市全体の中で助役としては選定委員会をきちんと設けて、その基準をつかった上で、そこでの議論で選定をしていくということをやらないと、非常にばらつきが出るというふうに思われます。

今後の課題としては、そういう選定委員会を必ず設けた上でやらなければならない。そして、その裏にあるもの、損して得とるといような考え方もあります。

市の指定管理者になって、市の信頼を得てるからできたんですよと、ここもどうでしょうかと。摂津市さんとお付き合いしてるんでしょうかと、これはあり得る話だというふうに私も理解いたしますし、具体的な施設管理公社のありようというのは、これはなかなか厳しいものがあるだろうと。

しかし、そこもやはり選定委員会の中で十分そのことを議論しなければならない。また、NPOの活用というのは地域

で、児童センターのあとには大きな立ち上がりがあるとすれば、これは1つの大きな指定管理者になり得るものというふうにも理解をいたしております。

いずれにいたしましても、今後も形は選定委員会の中で具体的に定めた上で、それは想定しながらやらせていただきたいというふうに思っております。

○嶋野委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 児童センターの中高生に関するご質問でございますが、今、施設の規模からまいりますと、近隣の小学校の方を中心にご利用いただける施設でございます。

体育館が1階にございまして、2階に小さい図書室、また会議室という施設でございます。

午後になりますと、どうしても現在、小学生のお子さんでいっぱいになっているというような現状もございます。

また、3期の休み、春休み、夏休み、冬休みにつきましてもお子さんが1階2階でご活躍をいただいているというような状況でございます。

また、中学生のそういう引きこもり、不登校の方につきましては、現在、教育研究所でいろいろと対応していただいていると思いますので、委員ご指摘がございましたが、なかなか施設の規模からまいりますと、その辺の受け入れについては少し難しいのではないかとというふうに考えております。

ただ、そういうところを一度研究してみるというところは、中では思っておりますので、その辺のところを考えているところでございます。

○嶋野委員長 柴田委員。

○柴田委員 次は、私の考えてることとか、要望程度にしておきたいと思っております。

先ほど、助役、大変これから難しい問題もあるやろうけれど、私も言うてる本人もコスト面で考えていき、しかもこの精神は民間参入をどんどん、門戸を開いていこうと、そして安くやってくれるという人があれば、それはそこへ流れればいいわけですよ。

しかし今日まで、管理公社を初め、いろいろなところでの協力関係、また人間関係、いろいろなことを含めたときに、単純にそれだけでいいたろうかということ、私自身が感じたものですから少し取り上げてみたんで、この辺は難しい問題もあると思いますけど、十分、検討委員会といえますか、そういう中で検討していただいて、5年後には新しい門戸の取り組みというものをぜひしてほしいと思います。

それから、児童センターのことは、私もちょっと内容を十分知らずに言うてるんですが、ちょっとマスコミの受け売りもありますけど、確かに、しかし他市、またよその制度などを見ておると、我々はややもすると児童というのは小学生以下ぐらいに絞り込んでるけれども、法的に児童というのは18歳未満で、その方々のことも含めた児童センターの有効なあり方というものも一考であるというようなことで、事例を持って出ておりましたので、うちの方はどうなのかということをあわせて聞いてみて、今現状では、十分、あの児童センターがフル稼働しているということであれば、それは今後また違うところで児童センターを拡大するのか、また教育委員会の研究室の方で、またやってもらうのか。それは、いろいろと行政のあり方はあると思いますが、ひとつよそでも、そういうことを心がけて児童という名のもとに児童センターの役割の門戸を広げていっているというところもあ

るということを一いつ認識していただいて、受け皿をできれば地域に根ざした児童センターが、より地域に根ざしていける年齢層もそういうところまで拡大していけるというような方法を取ればなと思ってるだけです。以上で結構でございます。

○嶋野委員長 暫時、休憩いたします。

(午前 1 時 5 分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

質疑のある方、挙手いただきます。上村委員。

○上村委員 私の方から質問をさせていただきます。

指定管理者につきましては、以前から私も何回か質問をしてまいりました。いよいよ指定先が決まったということで、今回、上程になってますけれども、本来、指定管理者制度というのは、経費の節減を図ることを目的というのが目的の1つと上げられております。

このことは、ずっと申し上げてきましたし、今回、このことも再確認をしていきたいというふうに思っております。

この指定管理者の手引きによりますと、設置条例が先ほど条例が決まりまして、今回、管理者選定の手続きということで手続きをされて、今回、提案されてきたということであります。

その中で審査というか、手続きの中で添付資料ということで、いろいろ審査する中で出されているものがあると思えますけれども、申請用紙等々の中で、その中で収支見積書が出されて、その中で出てきておるといふふうに理解しとるんですけども、12件の中で全部聞くのは何で、代表的に、議案第87号、**摂津市立**児童センターについてと、**議案89号**、**摂津市立**せつつ桜苑、この2件だけで大体内

容的に、どういう流れで来たのかというのがわかりますので、もう一度、ここに決めた理由、本会議で言うてましたね。ここにしますということを書いてます。その、児童センターについてと、せつつ桜苑についての選定理由と、それと収支見積書というものが出されると思ってますけれども、そのことについて一度お聞かせ願います。

○嶋野委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 児童センターにつきましては、児童福祉法に基づきます児童厚生施設でございます。

現在、児童の健全育成機能、子育て家庭の支援機能、地域活動促進機能ということで、社会福祉事業団の方で各種事業に取り組んでいただいております。

年間主要事業といたしまして、伝承伝統及び季節の事業に取り組んでいただいております。

また、定例行事の事業といたしまして、登録制の親子プログラムである「ひよこちゃんよっといで」という名前の事業であったり、けんだまの認定、または映画会等々を開催しております。

教室活動といたしまして、各種クラブ、また専門の講師を招いた各種講座、お母さん向けの講座等々、また小学校の保護者向けの子育て講座等々を開催をいたしております。

また、クラブ活動といたしまして、集団でクラブ活動を編成して継続的に行っております。

また、3歳児から就学前の親子を対象にした「おもしろくらぶ」その他等々、年間数多くの事業を実施していただいております。

この辺の事業実績を勘案いたしまして、児童センターの開設当時から運営を委託しております摂津市の社会福祉事業団の

方を今回、指定管理者ということで議案を上程させていただいたということでございます。

収支見込みでございますが、平成18年度、来年度事業経費といたしまして2,894万1,000円を予定されております。

人件費にかかわるところで2,425万円、管理費で205万8,000円、事業費で263万3,000円を予定しております。計2,894万1,000円でございます。

うち、市からの委託料というところで2,828万6,000円を予定しております。

5年間のトータルでいきますと、人件費明細で1億2,620万円、管理費で1,029万円、事業費といたしまして1,316万5,000円、計1億4,965万5,000円を予定をしております。

うち、市の委託料トータルといたしまして、収支見込み、現在、1億4,638万円を予定しております。

以上、収支見込みと管理者の選定の理由でございます。

○嶋野委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 せつつ桜苑につきまして、ご答弁申し上げます。

せつつ桜苑につきましては、平成9年4月の開設当時から社会福祉法人成光苑の方に業務を委託しております。

現在、成光苑の方で委託しております業務は、特別養護老人ホーム、それから短期入所、これは高齢者の分と一部身体障害者の分がございます。それから、高齢者のデイサービス、それから、在宅介護支援センター、それから、老人福祉センターがございます。夕方の配食サービスも一部委託いたしております。

また、この指定管理者とは直接関係はございませんが、介護保険事業としてケアプランやホームヘルプサービス等もやっていただいております。

また、その他地域貢献のいろいろな事業もやっていただいております。地域におきまして1つの高齢者施策の拠点施設という形になっております。

開設以来、介護保険に係るサービス以外にも地域貢献等、いろいろな形で地域におけますサービスの拠点となっております。効果的、効率的な管理運営に努めていただいている実績を有していることをかんがみまして、今回、指定管理者として指定するものでございます。

収支計画書についてでございますが、平成18年度につきましては、収入としまして、先ほど申し上げましたように、指定管理者制度に係ります特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、在宅介護支援センター、配食サービスに係る分といたしまして4億711万8,000円。

そのうち、支出分につきましては、人件費がそのうち2億7,750万8,000円、事務支出で4,600万円、事業費支出で8,361万円、計4億711万8,000円となっております。

なお、5年間の総計は収入が20億3,756万円、支出も同額となっております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 今回の指定管理者の指定先の中で、単なる施設管理を委託してるところもあるんですけども、業務委託をしているところを今回聞いたんですけども、当然、5年間、据え置き価格ですね。

今の年間のやつを5を掛けたら、5年間の金額になるわけですね。そういうことでもない気がするし。

ということは、これは予算執行上は、毎年同じ金額が計上されてくるといふことになると思われるんですけども、そうかなといふことと、あと契約が、本来は契約が主契約があって、金額は別計で上がる契約もあるんですよ。覚書みたいなところでね。

今回の場合は、契約の中に金額も込みで契約をされるのか。そうすると5年間、据え置きにずっとなりますよね。

それで物価上昇とか、あるいは人件費の上昇分とか、そういったものがほかのやつも、これはただ2つだけ聞きましたけども、他の指定管理者に対して、それで納得してもらえるのかといふことが非常に気にかかる場所なんですけども、そこはどうなっているのか、ひとつ教えていただきたい。

それと、当然、コストダウンといふことで考えると、5年間は一定であるといふことであれば、5年先にはコストダウン、下げる方向に行くものと思われまふけども、そのことが先ほど来、話が出てまふけども、将来、全く別のところが受けることも可能性があるわけなんですけども、その辺はどうでしょうかねといふこと。

以上、それだけ聞かせてもらえますか。

○嶋野委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 児童センターの収支見込みにかかわりますところで、5年間のトータルでございますが、現在、管理費、事業費につきましては、18年度と同額ベースで、今、**試算**をしていただいております。

ただ、人件費につきましては、人事課の方ともいろいろ協議をいたしまして、やはり現在の状況、今の段階では定期昇給分を2パーセントといふ数字で見込んで、人件費分を試算をしております。

ただ、毎年、社会福祉事業団の予算執

行につきましては、私どもこども育成課と高齢者障害者福祉課が事業団職員と毎年、予算査定を行っている現状でございます。

その中で、協定書につきましては、先ほど申しました金額が一応、上限といふような形で明記をすることになるとは思いますが、過去の経過からいきますと、やはり毎年毎年予算査定をしていくことになるのかなと、今は考えております。その中で上限が先ほど申しました児童センターであれば、市委託料合計で1億4,638万円と、これを上限にいたしまして毎年の査定で各年度の予算、各施設の予算を決めていく予定にしております。

○嶋野委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 せっつ桜苑につきましては、先ほど申し上げました中で、特別養護老人ホーム、短期入所、配食サービス、それからデイサービスにかかる費用につきましては、ご指摘のとおり、18年度から22年度の事業につきまして同額で上げさせていただいております。

市の委託事業であります老人福祉センターの分につきましては、一部、人件費のアップを見込んでおります。

なぜ、そういうふうが違うのかといふことなんですけども、いわゆる老人福祉センター以外の配食サービスもそうなんですけども、それ以外の部分につきましては、いわゆる介護報酬で運営されております。今後、介護報酬がどのような形で移行してくるかが全然読めない状況になっております。

基本的には、介護報酬に基づく実績に応じた委託料となっておりますので、先が読めないといふことで、18年度の委託料と同じ金額で22年度までに、同じ金額で上げてこられております。

ただ、老人福祉センターにつきましては、毎年、人件費が一定のアップは見込めるということで、少し人件費のアップ分を見込んでおられます。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 5年間という契約をする中で金額だけが毎年変わってくるということですよ、結果的には。

これだと、5年間の意味がないんですね。これ、5年間と条例で定めてますから、こうなるんですけども、そのときはお金のことは条例の提案のときにはお金のことは余り聞いてませんけども、下がるんですということは聞いてますけども、5年間契約しながらお金は毎年上がっていくということでは、これは指定管理者制度にする目的を達してないんですよ、本来から言うと。

だから、本来は、5年間契約するのであれば、5年間の据え置き値段を了解の上で契約するんですよ、本来はね。

ここの庁舎管理もコスト減ということで、1年契約やったやつを3年にしました。そのかわり値段も下げますという庁舎管理の契約をしたことがあります。

今回も5年契約するというのであれば、本来はこの金額でやらせていただきます。その分は、自助努力で、その金額に合った管理をいたしますというのが指定先のすべきことではないかなという気がします。

そういった意味では若干、矛盾点もある中で走らざるを得ないというのが今回の指定管理者制度かなというふうに思ってますし、委託金額を毎年、児童センターであれば2,894万円上げてるわけですよ。その中で運営費であるということになりますし、これはもうすべての事業を委託するということなんですか。それ以外に、児童センターにかかわる事業

を別途委託ということは、絶対あり得ないんですよ。それは確認しとかないと、2,894万円、児童センターに指定先に委託料を払ったと、それとは別個にまた、別なこの事業をやるから、またこれしてくださいという5年間の間に、そういうことがあり得るのかどうか。

ほかのところに対してもですよ。そういうことがないのかどうか、それだけはきっちり確認しておかないと、それを含んだ中での契約の仕方なのか。

この2,894万円という児童センターに係る契約料が、どういう意味合いを持つのか。

**せつつ**桜苑にしてもそうですけど、そういうことがないのかどうか。

だから、実際に金額は決まったけど、それ以外の事業、またこれをお願いしますと。100万円をお願いしますということでしたら、意味がなくなるので、そういうことは絶対はないんですよなということをも確認しておきたいと思いません。それだけ、お願いします。

○嶋野委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 今、委員ご指摘のとおり、当然、当初5年間の金額については18年度の金額をそのまま5年間の中で同じ金額で契約していくということが原則だというふうに我々も思います。

しかし、例えば1つの例をとりますと、ふれあいの里のはばたき園やひびき園等、そこに例えば来られる方によっては、例えば非常に重度な方が来られた場合、例えばことしの場合でもそうなんですけれども、非常に多動で動き回られる方が来られると。そしたら男性職員2人が、ほぼ常時つかないといけないといったような方も来られるわけです。

ですから、例えばそういうふうに考え

ますと、これ、もし民間の社会福祉法人さんをお願いをした場合でも恐らく、まず出されてきた金額、こういった事業をお願いしますということで出されてきた金額について、一番、事業内容もしっかりしてて、金額的にも安いところを指定をしたとしても、現実に来年入ってこられる方が例えば非常に重度な方で特別な配慮が要るといった場合については、当然これは別途協議という形になってくるだろうと思うんです。

今まで、我々も基本的にははばたき園について、養護学校の例えば3年生の進路指導の中で果たして、この方がどこへ進学をされるのか。進路を求められるのか。

そして、例えば、はばたき園やひびき園へ来られるのであれば、そのときどういう体制をつくっていくのかということについて、現場の実習もしていただき、現場の職員とも話をし、この方たちをどういう体制で、そしたら支えていくんだという議論を抜きには金額を決められないというのは現状でございます。

また、一方で施設の修繕等もあるわけですね。それも、そういったまず人的な整備をどうするかを決めた上で我々が持っている限られた予算の中で修繕等もどういうふうにしていくかということを決めてきたという経過がございます。

そういう意味では、例えば自転車の駐輪場のように、1人の方の単価が何ぼで何人の方がそれに従事されて、掛ける何ぼで金額が出てくるというような事業ではないということでございます。

したがって、なかなか現実的な問題といたしまして、我々としてはそれと先ほど言いました介護報酬が、どういふふうに変ってくるのかとか、いろんな諸事情がございますので、18年度予算で

決めた額が5年間、それがもうきちんとした額だというふうなことは、現実にはなかなか難しいというふうに考えております。

したがって、我々としては、この額を一応、限度として、我々として具体的には毎年毎年の状況の中で、どのように金額を下げさせていただくかという、こちらから言いますと、その査定的なものをさせていただかないと、だめだというふうに。その中でお互いに努力をしていくということでは、やはり福祉施設については現実的には難しいのではないかと考えておりますので、そのあたりにつきましてはご理解をお願いしたいと思います。

それから、今後5年間で新しい事業について、別途の形で契約をするのはおかしいというご指摘でございますけれども、昨今の福祉の状況を見ますと、次から次と、やっぱり新しい事業が国や府から打ち出されてまいります。

これをやはり、市が直接やることは、今、ほとんど不可能でございますので、いずれにしても、やはりそういった社会福祉法人さん等に事業委託をしていかなければならないということになっております。

したがって、これはまた、別途に新しい事業として委託するのか。あるいは本体事業の中で処理をしていくのか。それについては、また今後、当然予算の中で審議をしていただかなければならないことだと思っておりますので、その個々のケースについて審議をお願いすることになるかというふうに考えております。

○嶋野委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 児童センターに係るところのご答弁を申し上げます。

現在、児童センターの使用範囲という、

お使いいただける範囲でございますが、保護者の方が同伴していただける乳幼児、2番目に小学生、3番目に児童関係の指導者及び、これに準ずる者と、4番目といたしまして、その他市長が適当と認める者というような範囲になっております。

この範囲で、我々の方が仕様書で提示しております事業をしていただく分につきましては、先ほどご答弁申しました金額を上限にしていくというところは基本で持っております。

ただ、やはり児童センターの児童というところで、先ほど小さいお子さんだけじゃなくて、中学生等にも広げていく努力を一度検討も、勉強もするようというふうなお話もございました。そのように使用範囲を拡大するよう際には、また改めて条例等でご審議いただいて、それにかかる経費につきましては、場合によりましては、先ほど申しました金額より上乘せになるという場合が出てくることも考えられるというふうに考えております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 聞けば聞くほど、ちょっと矛盾というか、おかしくなってくるんですけども、要は5年というものを決めたということで、先ほど助役の答弁の中で、この5年というものについては今後検討していきたいという答弁がありました。

5年間という長期契約をするということが、かえって足かせになって、施設管理であれば、施設管理だけであれば5年間という長期でも、これは別に問題がないと思うんです。

ただし、業務管理、業務委託をする管理ということになると、これは時代の流れとともに、この今の福祉制度が年ごとに変わるような時代には、なかなかそぐわない面もあるわけです。

やはり、お金をきっちり、使い道を明確にしているということでは、契約ということでお金を決めるということがあるんですけど、しかし福祉という観点からいくと、国の制度も変わったりということで、やはりその金額を見直さざるを得ないということになった場合、やはりこの5年という契約にしぼりがあるって、5年間は本来はできないんですけども途中で見直しをするということが必要になってくるわけですね。

当然、予算、18年度については、今の現制度でそのままいくということで、もう決まっていますよね。19年度の予算については、この福祉制度が、国の制度が変わったり、いろんな市民ニーズがあったりといった場合には、当然金額も見直しせざるを得ないというのが現状ではないかなというふうに認識しました。

やはり、この指定管理者制度を導入した目的は、サービスの向上と経費の削減というのがあります。そこらをこれはほかの案件も十分に聞きたかったんですけども、時間がないので聞けません。大体同じような論点にはなってくると思うんです。

最後に、部長か助役の方から、これらについての考え方を私の言った5年間という契約の中で、本来は5年間据え置き確保というのが契約上はあるんですけど、毎年毎年、金額については変化します、見直しせざるを得ないという実情に対して、どう、我々は市民に対して、市民に説明するときは指定管理者制度というのは何ですかと聞かれたときには、このタイトルの、前から言ってますように指定管理者制度というのは、市民から聞かれたら、市民ニーズにより効率的、効果的な対応をするためこの施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの

向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として指定管理者制度を導入しますと。

よって、摂津市におきましては今回、我々の所管では12のところ指定管理者にしましたと、こう説明するのに、何ぼお金はどんなのかと聞かれたときに、苦しい説明をせざるを得ないんですけども、今言った、答弁いただいた中で市民に説明せざるを得ないということがあります。そういった中で、部長としてこのことについて、どう考えておられるのかお聞かせ願います。

○嶋野委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 本来、指定管理者制度と申しますのは、委員のご指摘の部分もございまして、指定管理者制度の導入は、同じサービスなら、より少ない経費で、同じ金額なら、よりよいサービスが提供できるようにというのも1つの目的でございます。

そして、今、指摘の部分の児童センター、あるいはせつつ桜苑、福祉センターですけども、これにつきましては、専門的な知識を有する、そういう必要のない部分もあるかもわかりませんが、この児童センター、あるいは人を対象とした、例えば入所者を対象としたという部分で、すぐに経営者、あるいは職員が変わるというのも、その対象となる人に動揺を与えるというのも大きな問題もございまして。

5年間というものは、いかに経費の節減、あるいは同じ経費ならば、よりよいサービスができるというようなところに持っていくのが大きな目的でありまして、一概に、すぐ来年度から、どんだけ下がるねんというようなことは、今のところは少し無理かなと。何年かをかけて、その5年間と申しますのは、それらも含めた考え方の中で、いかに安くで同じよう

なサービスが提供できるのか。

そして、任せても安全な、ほかの民間業者があるのかというようなことを検討していく期間でもあるのかなと考えております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 指定管理者制度、経費の削減という中には、今までの委託料を下げるということの目的以外にトータル、役所にかかる経費と見た場合には、そこをお願いするんですが、こっち側の人の経費が減ってこないと、おかしいんですね。今まで抱えてた分を向こうに任せるといっても、業務をきっちり、すみ分けするということでは、そういったこともぜひ頭に入れながらやっていただきたいということと。

予算上は、これは18年度予算にやった場合には、これは指定管理者が一括で児童センターであれば2,894万円というのが予算に計上されるわけですね。

それは毎年計上されて、予算審議ができるということだろうし、決算ではちゃんとその結果が出てくるということで、我々議会のチェックは、そこでできるということではないですか。

そういうことであれば、また予算の中できっちりチェックしていきたいと思えます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 今の質疑の中で大方、疑問な点などもお答えをいただいているわけなんですが、お聞きしていれば、上村委員がおっしゃっていましたように、聞けば聞くほど、なかなか難しい矛盾に満ちあふれている指定管理者制度そのものが、福祉施設に本当に合ってるのかどうかと、改めて疑問に思うわけですが、この指定管理者制度が条例上、指定管理者制度の導入の条例は、もう既に可決されて、今

回も指定ということでございますので、そこには触れずに数点質問をしたいと思っております。

今回、福祉施設を含めて指定管理者を指定するという事に当たって、今もご質問の中にありましたけれども、指定管理者の指定のときに市民の平等な利用が確保されていることとか、申請時に添付する事業計画書の内容が施設の効用を最大限発揮、管理の経費節減を図られるとか。物的能力、人的能力、こういったものをしっかり持っている団体なのかどうかというところが、きっちり指定される中で第7条にうたわれているわけですが、今回は5年間、現行管理委託をしているところに委託するという事で、すぐには、ここについて具体的に中身をチェックするという事は、それほど、当然必要でしょうけれども、重きをなしていないのかもしれないんですけども、ただ、議会で審議をする際に、この指定先、指定をするという、いろいろな資料があるはずですので、例えばこういった団体には定款はこうである。こういう会社は、役員構成はこうであり、出資はこういうような形であり、今もご質問がありましたけれども、事業計画書であったり、収支見積りであったり、そういったものについては、あらかじめ、議会の方にも提示をしていただきたいということを最初に要望しておきたいと思っております。

それで、この指定管理者制度を指定先を決めたあとに、協定書というものが結ばれるというのが手引きの中で触れられているわけです。

条例の中でうたわれてないものなどについて、苦情処理の問題であるとか、それから情報公開の問題であるとか、協定書を結ぶというようなことも書いてあるわけですが、今回、協定書はどのよ

うな形になるのか。

それから、その協定書の中身についての公開の状況はどうかについて、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、この指定管理者の指定先についてですけれども、市長ですとか、議員などの兼業規定は当てはまらないというふうに理解してるわけですが、指定をする側と指定される側と同じ人がやっているということに関して、摂津市がどうだということではありませんが、システムの問題からいって、不正や癒着を生み出すような土壌になりかねない。心配があると思っております。

今後、5年先には、公募などを行って民間の参入がある中で選定委員会を設けて、透明性を高めながら、透明性を確保しながら、より合理的な説明ができる指定をしていかなければいけないというときに、この兼業規定がないけれども、その団体の長であったり、役員に市長や議員の家族、関係者が入っているというときに、果たして第三者からの指摘に耐えられるのかどうかと、そういうような心配もあるわけです。

現段階でも施設管理公社であったり、保健センターでは、現市長が理事長を務めておられるわけですが、今までも管理委託のときでも、それは継続してるわけなんですけれども、改めてこの指定管理者制度、住民からも、そして民間参入がされようというような動きが作られていく中で、その点についてはどういうふうに考えておられるのか。ちょっと全体の中で、教えてください。

○嶋野委員長 暫時、休憩します。

(午後1時38分 休憩)

(午後1時39分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

堀口部長。

○堀口保健福祉部長 それでは、兼業の部分について答弁させていただきます。

我々保健福祉部の関係では、社会福祉事業団の理事長、そして保健センターの会長、それが市長ということになっております。

社会福祉事業団は、61年に設立されており、当時の社会福祉事業団等の設立及び運営の基準に社会福祉事業団の理事長は、原則として都道府県知事、または市長とするとありました。ということから、当時の市長が理事長に就任されております。

これにつきまして、大阪府知事の、当然許可も受けておりますので、市長が社会福祉事業団の理事長に就任するということは、何ら問題はないと考えております。

それと、指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体の管理権限の委任により、当該地方団体にかわって行うものであって、いわゆる請負ではないというふうになっておりますので、兼業禁止の規定は適用されないというように考えております。

ただ、先ほどのご指摘の部分で公平性の部分はどうかかなという部分から見ますと、若干疑問も残るところはあるんですけども、今の指定管理者制度にかかわることによって、理事長名が今のままではまずいのではないかということのご指摘には当たらないかなと思っております。

○嶋野委員長 小野助役。

○小野助役 大きな中身でございますので、私の方から申し上げます。

午前中も若干申し上げたんですが、今、委員ご指摘のように、まず公開の問題は、例えば指定管理者選定委員会でも手続きの公平性、透明性は確実に担保されなけ

ればならないということを考えますと、その公開というのは、その中に当然入ると。基本的に入るといふふうに考えます。

それで、今後の中身なんですけど、今後5年間に何をどうするかということですが、具体的には午前中に申しあげました選定委員会の中での議論は、この指針にも書いておりますけども、施設ごとにやらなければならない点もたくさんあると思います。これだけの施設の中身ですから。トータルでは、なかなかできないだろうなということとは予測いたします。

ここに書いておりますように、応募資格であるとか、評価基準であるとか、事業評価、業務評価、評価基準に基づく評価、こういったことがきちんと、やはり担保されておると。しかも、それらの公開がされるというようなことになると思います。

それで、これは書いておりますように、事務事業の内容点検は欠くことはできないことでもありますから、先ほど上村委員の方にも言われてましたように、今までは単に委託内容でもっての審査、審議でありました。

今後、1つの指定管理者における予算における内容、それから事業内容、その指定管理者の評価を行って、当該課の評価はどうなんだというようなことも、これはそういうことも含めての、これは相当な議論になるだろうということは、たやすく感じております。

そういった意味で、今後、事業内容の点検の具体的にどういう基準で、どう定めていくのかということも、これはまた具体的にやらなければならないことも考えておりますし、もう1つは、より以上に効果的、効率的な管理運営と、先ほど言われてました。それで、法人職員の処遇というようなこともありますし、これ

も今まで各単体でそのプロパーの給与体系なんかも決めてこられた経過が若干あるように思っています。これを今後における5年後のことを考えれば、どれぐらいの人員で相当、市の内部であれば相当厳しくやっております。そういったことの、これを今少しのチェック体制を見る、それから給与体系の問題がございます。当然、我々の集中プランにも当然、連動してもらわなければならないこともありますし、そういったことの処遇と定員問題、そして業務内容、そこには組織の来るべき時代にも自立をして、十分対応してもらえる内容にしてもらわなければならないというようなこともありますから、そういったことを十分考えながら、これからのことですが、一定のことをまとめて議会のご質問にも十分対応できるような、こちらのノウハウ、基準、手続、フレームづくり、そういったものをできるだけ早く考えながらお示しをする中で、次の予算の委員会、決算の委員会等で十分な議論をしてもらえるような、また資料も出せるような、また十分な我々の答弁ができるような形の、想定は正しくできますので、そういう形も持ちながら対応させていただきたいなというように考えております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 要望しておきたいと思いません。

先ほど、これまでの質疑、それから助役からの今後の課題の問題点などのご説明でもよくわかりましたけども、指定先を選ぶときに、先ほどの議論もありましたけども、やっぱりお金だけではないと。もちろん人、福祉の現場であれば、当然、相手が人であるわけですから、今までの継続性であったり、それからサービスの中身であったり、その社会福祉施設が持っ

ている目的に、どこがどのように生かせるのかと。そういった観点からの指定が非常に重要になってくると思います。そういう意味では、選考委員会がこれから検討されていく中で、個別の施設ごとの選定委員会をつくる上で、やはり利用者の方々の意見というのが本当に重要なことだと思いますので、利用者の代表の方もそこに入ってもらう。専門の知識を持っておられる方も入ってもらう。そういうような住民の声、それから利用者の声が生かされるような選定委員会を検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それからもう1つは、経費の削減で、同じサービスであれば、より低く、同じ料金であれば、よりよいサービスをと、これはよくわかります。

ただ、それを追求する上で、今後いろいろな団体が参入してくる中で、経費の削減を進めていこうとすれば、やはり福祉の現場であれば人件費がほとんどでありますから、人件費に焦点が当たってこざるを得ないと思うんですね。

指定する側として、経費の削減をお願いはしながらも、経費の削減のしどころについても、やっぱりきちんと目を光らせていくということは大事ではないかと。この金額で人件費を削減してきましたと出てきたものが、もちろん削減は目的の1つではありますけども、この削減額でほんまにできるんですかと。

先般、障害者団体の方々のお話をお聞きする機会がございましたけども、学校を出て、福祉現場にやりがいを持って就職された方々。しかし、収入、補助金の問題で、やはり自立して生活していけるだけの収入が得られないというような現状があるというふうに聞きました。

ずっと働き続けられるような、やりが

いを持ってやれる仕事が続けられないような環境にあれば、人も育たないと思いますから、そういう点ではやはり人件費の問題の削減に絞ったような指定の選定の仕方というのは、ご承知だと思いますけども、ちょっと重ねてお願いをしておきたいと思います。

○嶋野委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。

暫時、休憩します。

(午後1時46分 休憩)

(午後1時47分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第78号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。質問のある方、挙手を求めます。村上委員。

○村上委員 6ページ、款3、国庫支出金、項1、**国庫負担金**、目1、療養給付費等負担金のことなんですが、5,590万7,000円というのは、過年度療養給付費負担金精算分ということで計上されてるんですけども、この内訳について再度詳細にお聞きしたいと思ってますので、よろしく願いいたします。

○嶋野委員長 それでは、答弁をいただきます。過年度療養給付費負担金精算分の内訳について、佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 これにつきましては、この予算の名称にもございますように、16年度の国保運営にかかる国庫負担分、いわゆる医療費の、当時であれば約4割相当が療養給付費の負担金というような形で国の方からちょうだいできるわけですが、この部分につきましては当該年度は概算払いというような形になっておりまして、年度が終了いたしまして、翌年度の7月ぐらいになります。事業

実績報告書を出して、その年の分が確定すると。

その段階で、概算払いよりも実際にかかった金額が、いわゆる4割相当分が多ければ翌年に精算で追加交付になると。

また、概算払いの方が多ければ、翌年で今度は償還金というような形でお返しをします。こういう流れの中で行われているわけですが、この16年度について申しますと、いわゆる医療費部分の大もとになります金額が30億7,970万円ほどでございます。ここから保険基盤安定繰入金の国庫負担分、これが1億5,789万円ほどございますが、これを除いた金額に対して4割というのが国の計算式になっております。これで計算してまいりますと、11億6,872万4,000円というのが補助基本額になるわけでございますが、これに對しまして概算交付が11億11万9,371円の交付になっておりましたので、この差額分、厳密な数字を申しますと5,590万8,654円、これが17年度になってから精算交付になると。

ところが、今回、補正をお願いいたしますのは1,000円だけ少ないような形になっておりますが、これは当初予算段階で予算の枠取りというようなことで1,000円だけ計上しておりますので、その部分が相殺されるというような形になっております。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 今の説明で、内訳ということで話はありました。17年度当初としての計画の考え方というんですか、そういうようなものを含めまして、この方向性というか、それが何かあれば教えていただきたいなというふうに思います。

○嶋野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 これにつきましては

ては、この国庫負担分、それから療養給付費の交付金、これは診療報酬の支払い基金からいただいている分ですが、両方とも概算払い、精算払いというような中で動いているという形になっておりまして、当初予算につきましては、例年、1月の末ぐらいに予算編成が終了するというようなことで、この段階ではいけば事業の途中でございますので、一応、予算としては一定の計算式に基づいて得られた数値を上げざるを得ないと。

それから、実はそうなると、概算払いも一定の割合で交付されるようであれば、誤差調整が可能なわけですが、実態を見てまいりますと、国庫負担金なり、診療報酬の支払い基金からの交付分というのは、実は国を例にとって申しますと、国庫の収入の状態によって交付率が10割であったり、8割でとまったりというようなことが現実には恣意的にされているために、なかなか事業実績が出てみないと予測がつきにくいという状態がございます。

そういう中で、概算払いが少なく見積るといような形になりますと、当初予算段階から歳入欠陥になってしまうようなことがありますので、現状としては実際に国保運営に携わる者としては、年度末段階できちんと精算されるのが一番、運営上はありがたいわけですが、こと個別保険者がどうこういような形で、ならんような仕組みになっておりますので、とりあえずは先ほど申しましたように一定の計算式によって得られるものについては、その部分を予算計上していくという現行のやり方を続けざるを得ないという現状でございますので、その点をご理解をお願いしたいなというふうに考えております。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 ありがとうございます。

先ほどの話もございました。とにかく概算という当初設定という話ですので、本当にプラスアルファ、見るとかそういうものではなくて、本当に今の実績等、一定の計算式でもって、そういう概算要求されているという話もありました。

一定、計画どおり進むのが基本的な路線だと思っておりますので、その点、また過去の実績なり、社会動向なりをまた見ていただいて、予算編成を今後考えていただきたいと思いますということで、これは要望だけさせていただきます。以上です。

○嶋野委員長 ほかの方、質問はございませんか。安藤委員。

○安藤委員 先ほど一般会計の方で繰り出し、こちら、特別会計でいけば繰り入れになりますけれども、決算の審査の中でも今のご質問で概算払いと精算払いによって国保の運営、非常に難しいというのもよく理解できるわけですが、そうした中でも国保の財政が今度見ますと、まだ財源が手当できない雑収入が3億7,000万円ほど残っていると。

来年度の保険料が非常に心配されるわけですが、そうした国保財政の中で赤字が保険料として、そのままはね返ってこないためにも、保険料軽減のための繰り入れ等もやられてきているわけですが、一昨年と比べても保険料軽減分、四千五、六百万円ぐらいですか、下げられたままだという状況のもとで今回一般財源、これは先ほどもありましたけれども法定の部分だというお話であります、それをやっぱり保険料を抑える。少しでも抑えるということ言えば、軽減のために残していくと。

特会の中で確保していくということが必要でないかなと思うんですが、改めてちょっと、その点、もう1回教え

てください。

歳出のこの補正予算書の5ページを見ますと、歳出の款ごとの数字が出てるわけですが、一番右の一般財源が6, 189万4, 000円、国の方からのお金が交付金等が出てきてということで6, 164万9, 000円がついてきたと。それで、一般財源の方が6, 189万4, 000円減ってきたということですから、これが当然、財源手当のつかないところに回ったりするんでしょうし、残りの部分が一般会計の方に繰り戻しがされたりするわけですが、ここをやっぱり国保の運営という意味で、それから利用者の立場ということからいって、保険料軽減のところに残すというような考え方というのは取れないのかどうか。同じような質問なんですけども、ちょっと教えてください。

○嶋野委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 まず、5ページの一般財源のマイナス6, 189万4, 000円、この部分でございますが、これはいわゆる一般財源の中には、国保特会の中でいう収入項目の雑収入、これがすべて一般財源区分で計上されているというようなことになっておりまして、そういうことも合わせまして、いわゆるこの数字が減ってるような形なわけですが、ご質問の部分につきましては、先ほども申しましたように、7割、5割、2割の軽減対象が減って、基盤安定の繰入金が増すと。

これを反対に申しますと、保険料の賦課額がその分だけふえるというような関係になっておりますので、これはもう1つ言い換えますと、医療費の総額から国・府等の負担金なり、交付金なりを除いた残り、これが残りの部分が本来は保険料という構造になってるわけです。

ただし、この保険料の中で、7割、5割、2割の軽減がかかった部分については、当然その部分を国・府・市の方で補てんしましょうと。

ですから、補てん額が減ると、実際上の保険料の請求額が自動的に上がるという会計構造になってますので、あえてこの部分を当初予算見積りよりも基盤安定の繰入金が増額になったから、これを抱えないと、国保特会に穴があくと、こういう会計構造にはなっていないということでございます。

ですから、反対にこれをした場合については、年度途中で保険料を下げるという会計処理をしなければいけなくなるというような問題も現実には出てまいりますので、というのは年度途中で法定外の繰入金を仮に2, 000万円なら2, 000万円増額補正するという会計処理と同じような構造になりますので、それは今のところは必要がないだろうというふうに考えております。

○嶋野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。

暫時、休憩します。

(午後2時3分 休憩)

(午後2時5分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第80号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。村上委員。

○村上委員 6ページのところなんですけども、款1、総務費、項3、介護認定審査会費、目2、認定調査等費のところでは手数料が180万6, 000円とふえております。これは、中身というか、介護認定の件数がふえたからという内容でとらえてよろしいんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 ご答弁申し上げます。

こちらの認定調査等費の手数料180万6,000円の増額につきましては、主治医意見書の作成手数料でございます、これは当然、施設の方ですとか新規の方の申し込みの方の認定調査をさせていただき手数料でございますので件数が当初よりもふえたということで増額させていただいております。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 件数がふえたという話があったんですけども、ことし何件ぐらいあったんでしょうかということと、過去の認定件数というのは、これを見れば、過去の年度別の認定件数がわかれば教えていただきたいと思いますが。

○嶋野委員長 暫時、休憩します。

(午後2時8分 休憩)

(午後2時9分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

井口課長。

○井口介護保険課長 今回、当初では2,200件程度の調査を見ておりましたけれども、前半までの半年間の推移を見ますと、少しこれでは足りないということで400件程度増加するのかなという、少し多めに見ておりますけれども、支払いができなくなると3月補正でも間に合いませんので、今回、400件程度の増額で約180万円の増額をお願いしております。よろしく申し上げます。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 当初の計画、2,200件というお話がございました。それは過去の推移から見ての伸び率と見てよろしいんでしょうね。

○嶋野委員長 ほかに、質問はございますでしょうか。安藤委員。

○安藤委員 一般会計の繰り入れで504万円というのは、確認ですけども、これは介護給付費の市負担分というふうに解釈したらいいのかどうか、ちょっとその中身について教えてください。

それから、7ページの保険給付費で総額が変わらないんですけども、施設介護サービス給付、それから特定入所者介護サービス、特定入所者支援サービスというふうに新たな科目が設けられてる点については、ちょっと補足でご説明をさせていただきたいと思います。お願いします。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 一般会計からの繰入金504万円に関しましては、これは先般の人事異動に伴います職員給与費等の人件費相当分、それから制度改正に伴います各諸費用、事務経費の増額を見込んでおりますので、人件費関係が164万7,000円、それから事務費関係が339万3,000円、合わせて504万円の繰り入れをお願いするものでございます。

それから、歳出の方で、新たに特定入所者介護サービス費、7ページでございますが、こちらにつきましては制度改正によりまして、新たに10月改正の、先ほど食費と居住費の自己負担化ということで制度改正がございましたが、この分に伴いまして低所得者の方に対しまして、一定補足的な給付を差し上げると、こういう補足的給付の新しい名称といたしまして施設介護サービス給付費が登場しました。

これで新しく目を起こしまして、特定入所者介護サービス費を設けまして、従来の施設介護サービス費の報酬が下がるということから、こちらからスライドをさせまして介護のサービス部分と次のページ、8ページ、支援のサービス費、こち

らに振り分けをさせていただいておるところでございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 ありがとうございます、わかりました。

保険給付の今の新しい項目、新しい目を起こされたという話であります。先ほどの一般会計の質問と要望でもさせていただきましても、これから施設の利用者の負担、それから事業者の介護報酬、それから来年4月に向けての地域介護給付、予防介護給付であったり、地域介護保健センターなど、新たな事業がどんどん進められていくと思っておりますけれども、参考に今後の具体的な中身、明らかになっていくのと同時に摂津市としても第三期の保険料を決定していったりとかいうような作業があると思っております。

保険料の算定をする上においては、やはり現段階の介護保険特別会計の状況であったり、それから伸びの算定であったりというようなものも当然斟酌していかなければいけないものであると思っております。

今、現段階でお答えできることがあればお答えいただき、また今後、その予定として、いつまでにそういった保険料決定のための会議等が、委員会等が行われていくのかということに、スケジュールについて、ちょっとお聞かせをいただけたらと思っております。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 来年度の第3期介護保険事業計画見直しにつきましては、現在、かがやきプラン策定委員会の中で進めておるところでございます。

3月までに計画を策定し、18年4月を迎えるというスケジュールなんですけれども、あと、この12月19日にかがやきプラン策定委員会を開催する予定でございます。この中で一定の事業計画の

素案をお示しできるかなというように考えております。

その中で、サービス事業量の見込みを推計いたしまして、実績を踏まえた推計、これから導き出せる保険料という形なんですけれども、介護報酬がまだ具体的に決まっておりません。これは年明け2月ごろになる予定でございます。

ですから、保険料の数値につきましては、今お答えできる状況にはございません。

ただ、前年度、前々年度、この2期の15、16、この2か年、それから17年度の途中経過のサービス利用推計、これを今、全力で挙げております。その中で18年度以降、3か年の推移を予測をつくっていくという作業を今進めておまして、これを見込みを違えますと、保険料に直結しますので今、慎重に進めているという状況でございます。

あと、審議会につきましては12月と年明けの2月ぐらいにパブリックコメントということで市民の皆さまに計画の内容をお示しをして、ご意見をちょうだいし、3月中にまとめたいというようなスケジュールで、今、考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 介護報酬が決まるのが2月で、3月に保険料が算定されて、4月からの話でありますから、非常にタイトなスケジュールだなと感じています。

そうした中で、この第2期の15、16、17年度期中でありますけれども、利用されている方々のアンケートをとられておったかと思っておりますけれども、それから推移などから見ると、ますます介護サービスの需要というのはふえていくものだと思います。

同時にいろいろな、今回も市税条例の

改正が出されておりますけれども、高齢者の方々の新たな負担がふえていく中で保険料が上がっていく。それと介護報酬とのかかわりですけども、利用料が上がっていく。そういった問題で利用者の方々がサービスを受けにくくなってしまいうような計画になってしまうんじゃないかと、そんな不安も、心配の声も上がっています。

きちんとした形になってからの公表ではなくて、その都度得た情報を広く示していただいて、いろんな議論、もちろんかがやきプランの中でのご審議があるかと思っておりますけども、かがやきプランの委員さんにとってみても、いろんな情報、それから市民の声というのでも広くお聞きしていく中で、いろいろ今後のかがやきプランの策定の参考になることにもなるんじゃないかなと思っておりますので、その点、重ね重ねでありますけども、情報等、広く公開をしていただいて、保険料を抑制するために全力を挙げていただきたいと思います。

それと、1点だけ、保険料を今後算定していく上で、国からのワークシートのようなものがあるのかどうか。もう既にワークシートが示されていて、そこに介護報酬、決まった報酬を入れて、それからサービスの中身の伸びの推計とか、そういったものを入れて保険料がぼんと出てくるようなものなのかどうかということ、技術的なことをちょっと最後に参考に聞かせていただいて終わります。

○嶋野委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 保険料を決めるに当たりましては、国から一定、ワークシートという形で示されてはおります。しかし、これは前回の議会でしたか、委員会でも答弁させていただきましたが、税制改正の影響の分ですとか、それから

介護報酬の最終の決定の分ですとか、そういった不確定な要素が多々ありますので、シートというものの、その金額を公表すると、かなり市民の皆さんに混乱を招く、不安を与えてしまうという形になると思いますので、シートをそのまま発表するということは至っておりません。

また、一部新聞報道で神戸市が幾ら、京都市が幾らというような大都市部、政令指定市の保険料が新聞報道されておりますけれども、あそこから推測していただくと、かなり大幅な改定になるのかなということぐらいが一部報道されている状態でございます。摂津市がじゃあ、それを見てこれからの施設のあり方とか、個々のサービスの設定ですとか、地域包括による新しい介護予防をどこまで展開していくのかとか、そういったことを総合的に勘案して保険料を設定しないといけませんので、その内部を飛ばしていきなり保険料が幾らだという議論は差し控えたいなど。中をよく詰めてから、発表する時期に至れば発表させていただくというように考えております。

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。

暫時、休憩します。

(午後2時20分 休憩)

(午後2時23分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 討論なしと認めます。

採決します。

議案第76号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第78号について、可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第80号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第87号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第88号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第89号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第90号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第91号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第92号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第93号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第94号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第96号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第97号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第98号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第99号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後2時25分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により  
署名する。

民生常任委員長 嶋野浩一朗

民生常任委員 村上英明